第3編　会社

第1章　通則

第169条（意義）本法で会社及びは、商行為その他営利を目的として設立した社団をいう。

第170条（会社の種類）会社は、合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社の4種とする。

第171条（会社の法人性、住所）①会社は、法人とする。

②会社の住所は、本店所在地にあるものとする。

第172条（会社の成立）会社は、本店所在地において設立登記をすることにより成立する。

第173条（権利能力の制限）会社は、他の会社の無限責任社員となることができない。

第174条（会社の合併）①会社は、合併をすることができる。

②合併をする会社の一方又は双方が株式会社又は有限会社のときは、合併後存続する会社又は合併により設立される会社は、株式会社又は有限会社でなければならない。

③解散後の会社は、存立中の会社を存続する会社とする場合に限り合併をすることができる。

第175条（同前─設立委員）①会社の合併により新会社を設立する場合には、定款の作成その他設立に関する行為は、各会社で選任した設立委員が共同でしなければならない。

②第230条、第434条及び第585条の規定は、前項の選任に準用する。

第176条（会社の解散命令）①裁判所は、次の事由がある場合には、利害関係人又は検事の請求により又は職権で会社の解散を命ずることができる。

　1.会社の設立目的が不法なものであるとき

　2.会社が正当な事由なく設立した後1年内に営業を開始せず、又は1年以上営業を休止するとき

　3.理事又は会社の業務を執行する社員が法令又は定款に違反して会社の存続を許容できない行為をしたとき

②前項の請求があるときは、裁判所は、解散を命ずる前又は利害関係人又は検事の請求により又は職権で管理人の選任その他会社財産の保全に必要な処分をすることができる。

③利害関係人が第1項の請求をしたときは、裁判所は、会社の請求により相当な担保を提供することを命ずることができる。

④会社が前項の請求をするには、利害関係人の請求が悪意であることを疎明しなければならない。

第177条（登記期間の起算点）本編の規定により登記すべき事項であって官庁の許可又は認可を要するものに関しては、その書類が到達した日から登記期間を起算する。

第2章　合名会社

第1節　設立

第178条（定款の作成）合名会社の設立には、2人以上の社員が共同で定款を作成しなければならない。

第179条（定款の絶対的記載事項）定款には、次の事項を記載し総社員が記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

　1.目的

　2.商号

　3.社員の姓名・住民登録番号及び住所

　4.社員の出資の目的及びその価格又は評価の標準

　5.本店の所在地

　6.定款の作成年月日

第180条（設立の登記）合名会社の設立登記においては、次の事項を登記しなければならない。<改正95・12・29>

　1.第179条第1号から第3号まで及び第5号の事項及び支店を置いたときは、その所在地。ただし、会社を代表する社員を定めたときは、その他の社員の住所を除外する。

　2.社員の出資の目的、財産出資には、その価格及び履行した部分

　3.存立期間その他解散事由を定めたときは、その期間又は事由

　4.会社を代表する社員を定めたときは、その姓名

　5.数人の社員が共同で会社を代表することを定めたときは、その規定

第181条（支店設置の登記）①会社の設立と同時に支店を設置する場合には、設立登記をした後2週間内に支店所在地において第180条各号の事項（他の支店の所在地を除く。）を登記しなければならない。<改正95・12・29>

②会社の成立後に支店を設置する場合には、本店所在地においては、2週間内にその支店所在地及び設置年月日を登記し、その支店所在地においては、3週間内に第180条各号の事項（他の支店の所在地を除く。）を登記しなければならない。<改正95・12・29>

③削除<95・12・29>

第182条（本店、支店の移転登記）①会社が本店を移転する場合には、2週間内に旧所在地においては、新所在地及び移転年月日を、新所在地においては、第180条各号の事項を登記しなければならない。<改正95・12・29>

②会社が支店を移転する場合には、2週間内に本店及び旧支店所在地においては、新支店所在地及び移転年月日を登記し、新支店所在地においては、第180条各号の事項（他の支店所在地を除く。）を登記しなければならない。<改正95・12・29>

③削除<95・12・29>

第183条（変更登記）第180条に掲げた事項に変更があるときは、本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に変更登記をしなければならない。

第184条（設立無効、取消の訴）①会社の設立の無効は、その社員に限り、設立の取消は、その取消権がある者に限り会社成立の日から2年内に訴のみでこれを主張することができる。

②民法第140条の規定は、前項の設立の取消に準用する。

第185条（債権者による設立取消の訴）社員がその債権者を害することを知って会社を設立したときは、債権者は、その社員及び会社に対する訴により会社の設立取消を請求することができる。

第186条（専属管轄）前2条の訴は、本店所在地の地方裁判所の管轄に専属する。

第187条（訴提起の公告）設立無効の訴又は設立取消の訴が提起されたときは、会社は、遅滞なく公告しなければならない。

第188条（訴の併合審理）数個の設立無効の訴又は設立取消の訴が提起されたときは、裁判所は、これを併合審理しなければならない。

第189条（瑕疵の補完等及び請求の棄却）設立無効の訴又は設立取消の訴がその審理中に原因になった瑕疵が補完され、会社の現況及び諸般事情を参酌して設立を無効又は取り消すことが不適当であると認定したときは、裁判所は、その請求を棄却することができる。

第190条（判決の効力）設立無効の判決又は設立取消の判決は、第三者に対してもその効力がある。ただし、判決確定前に生じた会社の社員及び第三者間の権利義務に影響を及ぼさない。

第191条（敗訴原告の責任）設立無効の訴又は設立取消の訴を提起した者が敗訴した場合に悪意又は重大な過失があるときは、会社に対して連帯して損害を賠償する責任がある。

第192条（設立無効、取消の登記）設立無効の判決又は設立取消の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地において登記しなければならない。

第193条（設立無効、取消判決の効果）①設立無効の判決又は設立取消の判決が確定したときは、解散の場合に準じて清算しなければならない。

②前項の場合には、裁判所は、社員その他の利害関係人の請求により清算人を選任することができる。

第194条（設立無効、取消及び会社継続）①設立無効の判決又は設立取消の判決が確定した場合にその無効又は取消の原因が特定の社員に限るものであるときは、他の社員全員の同意により会社を継続することができる。

②前項の場合には、その無効又は取消の原因がある社員は、退社したものとみなす。

③第229条第2項及び第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

第2節　会社の内部関係

第195条（準用法規）合名会社の内部関係に関しては、定款又は本法に別段の規定がなければ組合に関する民法の規定を準用する。

第196条（債権出資）債権を出資の目的にした社員は、その債権が弁済期に弁済されないときは、その債権額を弁済する責任を負う。この場合には、利子を支払う以外にこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

第197条（持分の譲渡）社員は、他の社員の同意を得なければその持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

第198条（社員の競業の禁止）①社員は、他の社員の同意がなければ自己又は第三者の計算で会社の営業部類に属する取引をすることができず、同種営業を目的とする他の会社の無限責任社員又は理事となることができない。

②社員が前項の規定に違反して取引をした場合に、その取引が自己の計算としたものであるときは、会社は、これを会社の計算によるものとみなすことができ、第三者の計算としたものであるときは、その社員に対して会社は、これによる利得の譲渡を請求することができる。<改正62・12・12>

③前項の規定は、会社のその社員に対する損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

④第2項の権利は、他の社員過半数の決議により行使しなければならず、他の社員の1人がその取引を知った日から2週間を経過し、又はその取引があった日から1年を経過すれば消滅する。

第199条（社員の自己取引）社員は、他の社員過半数の決議があるときに限り、自己又は第三者の計算で会社と取引をすることができる。この場合には、民法第124条の規定を適用しない。

第200条（業務執行の権利義務）①各社員は、定款に別段の規定がないときは、会社の業務を執行する権利及び義務がある。

②各社員の業務執行に関する行為に対して他の社員の異議があるときは、直ちに行為を中止し、総社員過半数の決議によらなければならない。

第201条（業務執行社員）①定款において社員の1人又は数人を業務執行社員と定めたときは、その社員が会社の業務を執行する権利及び義務がある。

②数人の業務執行社員がある場合に、その各社員の業務執行に関する行為に対して他の業務執行社員の異議があるときは、直ちにその行為を中止し、業務執行社員過半数の決議によらなければならない。

第202条（共同業務執行社員）定款において数人の社員を共同業務執行社員と定めたとき、その全員の同意がなければ業務執行に関する行為をすることができない。ただし、遅滞するおそれがあるときは、この限りでない。

第203条（支配人の選任及び解任）支配人の選任及び解任は、定款に別段の定めがなければ業務執行社員がある場合にも総社員過半数の決議によらなければならない。

第204条（定款の変更）定款を変更するには、総社員の同意がなければならない。

第205条（業務執行社員の権限喪失宣告）①社員が業務を執行をすることが顕著に不適任であり、又は重大な義務に違反行為があるときは、裁判所は、社員の請求により業務執行権限の喪失を宣告することができる。

②前項の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地において登記しなければならない。

第206条（準用規定）第186条の規定は、前条の訴に準用する。

第3節　会社の外部関係

第207条（会社代表）定款において業務執行社員を定めないときは、各社員は、会社を代表する。数人の業務執行社員を定めた場合に各業務執行社員は、会社を代表する。ただし、定款又は総社員の同意により業務執行社員中特に会社を代表する者を定めることができる。

第208条（共同代表）①会社は、定款又は総社員の同意により数人の社員が共同で会社を代表することを定めることができる。

②前項の場合にも第三者の会社に対する意思表示は、共同代表の権限ある社員1人に対してこれをすることによりその効力が生じる。

第209条（代表社員の権限）①会社を代表する社員は、会社の営業に関して裁判上又は裁判外のすべての行為をする権限がある。

②前項の権限に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第210条（損害賠償責任）会社を代表する社員がその業務執行により他人に損害を加したときは、会社は、その社員と連帯して賠償する責任がある。

第211条（会社及び社員間の訴に関する代表権）会社が社員に対して又は社員が会社に対して訴を提起する場合に会社を代表する社員がないときは、他の社員過半数の決議で選定しなければならない。

第212条（社員の責任）①会社財産で会社の債務を完済できないときは、各社員は、連帯して弁済する責任がある。

②会社財産に対する強制執行が奏効することができないときも前項と同じである。

③前項の規定は、社員が会社に弁済の資力があり執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

第213条（新入社員の責任）会社成立後に加入した社員は、その加入前に生じた会社債務に対して他の社員と同一の責任を負う。

第214条（社員の抗弁）①社員が会社債務に関して弁済の請求を受けたときは、会社が主張することができる抗弁をもってその債権者に対抗することができる。

②会社がその債権者に対して相殺、取消又は解除する権利がある場合には、社員は、前項の請求に対して弁済を拒否することができる。

第215条（自称社員の責任）社員でない者が他人に自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、誤認により会社及び取引した者に対して社員と同一の責任を負う。

第216条（準用規定）第205条及び第206条の規定は、会社の代表社員に準用する。

第4節　社員の退社

第217条（社員の退社権）①定款において会社の存立期間を定めず、又はある社員の終身まで存続することを定めたときは、社員は、営業年度末に限り退社することができる。ただし、6月前にこれを予告しなければならない。

②社員がやむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

第218条（退社原因）社員は、前条の場合以外に次の事由により退社する。

　1.定款に定めた事由の発生

　2.総社員の同意

　3.死亡

　4.禁治産

　5.破産

　6.除名

第219条（社員死亡時権利承継の通知）①定款において社員が死亡した場合にその相続人が会社に対する被相続人の権利義務を承継して社員となることができることを定めたときは、相続人は、相続の開始を知った日から3月内に会社に対して承継又は抛棄の通知を発送しなければならない。

②相続人が前項の通知なく3月を経過したときは、社員となる権利を抛棄したものとみなす。

第220条（除名の宣告）①社員に次の事由があるときは、会社は、他の社員過半数の決議によりその社員の除名の宣告を裁判所に請求することができる。

　1.出資の義務を履行しないとき

　2.第198条第1項の規定に違反した行為があるとき

　3.会社の業務執行又は代表に関して不正な行為があるとき、権限なく業務を執行し、又は会社を代表したとき

　4.その他重要な事由があるとき

②第205条第2項及び第206条の規定は、前項の場合に準用する。

第221条（除名社員と会社間の計算）除名された社員と会社との計算は、除名の訴を提起したときの会社財産の状態に従い、そのときから法定利子を付しなければならない。

第222条（持分の還付）退社した社員は、労務又は信用を出資の目的にした場合にもその持分の還付を受けることができる。ただし、定款に別段の規定があるときは、この限りでない。

第223条（持分の差押）社員の持分の差押は、社員が将来利益の配当及び持分の還付を請求する権利に対してもその効力がある。

第224条（持分差押債権者による退社請求）①社員の持分を差し押えた債権者は、営業年度末にその社員を退社させることができる。ただし、会社及びその社員に対して6月前にその予告をしなければならない。

②前項但書の予告は、社員が弁済をし、又は相当な担保を提供したときは、その効力を失う。

第225条（退社員の責任）①退社した社員は、本店所在地において退社登記をする前に生じた会社債務に対しては、登記後2年内には、他の社員と同一の責任がある。

②前項の規定は、持分を譲渡した社員に準用する。

第226条（退社員の商号変更請求権）退社した社員の姓名が会社の商号中に使用された場合には、その社員は、会社に対してその使用の廃止を請求することができる。

第5節　会社の解散

第227条（解散原因）会社は、次の事由により解散する。

　1.存立期間の満了その他定款において定めた事由の発生

　2.総社員の同意

　3.社員が1人となったとき

　4.合併

　5.破産

　6.裁判所の命令又は判決

第228条（解散登記）会社が解散されたときは、合併及び破産の場合以外には、その解散事由があった日から本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に解散登記をしなければならない。

第229条（会社の継続）①第227条第1号及び第2号の場合には、社員の全部又は一部の同意により会社を継続することができる。ただし、同意をしない社員は、退社したものとみなす。

②第227条第3号の場合には、新しく社員を加入させ、会社を継続することができる。

③前2項の場合に既に会社の解散登記をしたときは、本店所在地に立つ2週間内、支店所在地においては、3週間内に会社の継続登記をしなければならない。

④第213条の規定は、第2項の新入社員の責任に準用する。

第230条（合併の決議）会社が合併を咸には、総社員の同意があらなければならない。

第231条　削除<84・4・10>

第232条（債権者の異議）①会社は、合併の決議があった日から2週内に会社債権者に対して合併に異議があれば一定の期間内にこれを提出することを公告し、知れている債権者に対して別々にこれを催告しなければならない。この場合、その期間は、1月以上でなければならない。<改正84・4・10、**98・12・28**>

②債権者が第1項の期間内に異議を提出しなかったときは、合併を承認したものとみなす。

③異議を提出した債権者があるときは、会社は、その債権者に対して弁済又は相当の担保を提供し、又はこれを目的として相当の財産を信託会社に信託しなければならない。

第233条（合併の登記）会社が合併をしたときは、本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に合併後存続する会社の変更登記、合併により消滅する会社の解散登記、合併により設立される会社の設立登記をしなければならない。

第234条（合併の効力発生）会社の合併は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社がその本店所有地において前条の登記をすることによりその効力が生じる。

第235条（合併の効果）合併後存続した会社又は合併により設立された会社は、合併により消滅した会社の権利義務を承継する。

第236条（合併無効の訴の提起）①会社の合併の無効は、各会社の社員、清算人、破産管財人又は合併を承認しない会社債権者に限り訴のみでこれを主張することができる。

②前項の訴は、第233条の登記があった日から6月内に提起しなければならない。

第237条（準用規定）第176条第3項及び第4項の規定は、会社債権者が前条の訴を提起したとき準用する。

第238条（合併無効の登記）合併を無効とした判決が確定したときは、本店及び支店の所在地において合併後存続した会社の変更登記、合併により消滅した会社の回復登記、合併により設立された会社の解散登記をしなければならない。

第239条（無効判決確定及び会社の権利義務の帰属）①合併を無効とした判決が確定したときは、合併をした会社は、合併後存続する会社又は合併により設立された会社の合併後負担した債務に対して連帯して弁済する責任がある。

②合併後存続する会社又は合併により設立した会社の合併後取得した財産は、合併をした会社の共有とする。

③前2項の場合に各会社の協議でその負担部分又は持分を定めることができなかったときは、裁判所は、その請求により合併当時の各会社の財産状態その他の事情を参酌してこれを定める。

第240条（準用規定）第186条から第191条までの規定は、合併無効の訴に準用する。

第241条（社員による解散請求）①やむを得ない事由があるときは、各社員は、会社の解散を裁判所に請求することができる。

②第186条及び第191条の規定は、前項の場合に準用する。

第242条（組織変更）①合名会社は、総社員の同意により一部社員を有限責任社員とし、又は有限責任社員を新しく加入させて合資会社に変更することができる。

②前項の規定は、第229条第2項の規定により会社を継続する場合に準用する。

第243条（組織変更の登記）合名会社を合資会社に変更したときは、本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に、合名会社においては、解散登記、合資会社においては、設立登記をしなければならない。

第244条（組織変更により有限責任社員となった者の責任）合名会社社員であって第242条第1項の規定により有限責任社員になった者は、前条の規定による本店登記をする前に生じた会社債務に対しては、登記後2年内には、無限責任社員の責任を免れることができない。

第6節　清算

第245条（清算中の会社）会社は、解散された後にも清算の目的範囲内において存続するものとみなす。

第246条（数人の持分相続人がある場合）会社の解散後社員が死亡した場合にその相続人が数人のときは、清算に関する社員の権利を行使する者1人を定めなければならない。これを定めないときは、会社の通知又は催告は、その中の1人に対してすれば全員に対してその効力がある。

第247条（任意清算）①解散された会社の財産処分方法は、定款又は総社員の同意によりこれを定めることができる。この場合には、解散事由がある日から2週間内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

②前項の規定は、会社が第227条第3号又は第6号の事由により解散した場合には、これを適用しない。

③第232条の規定は、第1項の場合に準用する。

④第1項の場合に社員の持分を差し押えた者があるときは、その同意を得なければならない。

⑤第1項の会社は、その財産の処分を完了した日から本店所在地においては、2週間内に、支店所在地においては、3週間内に清算終結の登記をしなければならない。

<新設95・12・29>

第248条（任意清算及び債権者保護）①会社が前条第3項の規定に違反してその財産を処分することにより会社債権者を害したときは、会社債権者は、その処分の取消を裁判所に請求することができる。

②第186条及び民法第406条第1項但書、第2項及び第407条の規定は、前項の取消の請求に準用する。

第249条（持分差押債権者の保護）会社が第247条第4項の規定に違反してその財産を処分したときは、社員の持分を差押した者は、会社に対してその持分に相当する金額の支払を請求することができる。この場合には、前条の規定を準用する。

第250条（法定清算）第247条第1項の規定により会社財産の処分方法を定めないときには、合併及び破産の場合を除き、第251条から第265条までの規定に従い、清算をしなければならない。

第251条（清算人）①会社が解散されたときは、総社員過半数の決議で清算人を選任する。

②清算人の選任がないときは、業務執行社員が清算人となる。

第252条（裁判所選任による清算人）会社が第227条第3号又は第6号の事由により解散されたときは、裁判所は、社員その他の利害関係人又は検事の請求により又は職権で清算人を選任する。

第253条（清算人の登記）①清算人が選任されたときは、その選任された日から、業務執行社員が清算人になったときは、解散された日から本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に次の事項を登記しなければならない。<改正95・12・29>

　1.清算人の姓名・住民登録番号及び住所。ただし、会社を代表する清算人を定めたときは、その他の清算人の住所を除外する。

　2.会社を代表する清算人を定めたときは、その姓名

　3.数人の清算人が共同で会社を代表することを定めたときは、その規定

②第183条の規定は、第1項の登記に準用する。<改正95・12・29>

第254条（清算人の職務権限）①清算人の職務は、次の通りである。

　1.現存事務の終結

　2.債権の取立及び債務の弁済

　3.財産の換価処分

　4.残余財産の分配

②清算人が数人のときは、清算の職務に関する行為は、その過半数の決議で定める。

③会社を代表する清算人は、第1項の職務に関して裁判上又は裁判外のすべての行為をする権限がある。

④民法第93条の規定は、合名会社に準用する。

第255条（清算人の会社代表）①業務執行社員が清算人となった場合には、従前の定めるに伴い会社を代表する。

②裁判所が数人の清算人を選任する場合には、会社を代表する者を定め、又は数人が共同して会社を代表することを定めることができる。

第256条（清算人の義務）①清算人は、就任した後遅滞なく会社の財産状態を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成して各社員に交付しなければならない。

②清算人は、社員の請求があるときは、いつでも清算の状況を報告しなければならない。

第257条（営業の譲渡）清算人が会社の営業の全部又は一部を譲渡するには、総社員過半数の決議がなければならない。

第258条（債務完済不能及び出資請求）①会社の現存財産がその債務を弁済するのに不足したときは、清算人は、弁済期にかかわらず各社員に対して出資を請求することができる。

②前項の出資額は、各社員の持分の比率でこれを定める。

第259条（債務の弁済）①清算人は、弁済期に達しない会社債務に対してもこれを弁済することができる。

②前項の場合に、利子のない債権に関しては、弁済期に至るまでの法定利子を加算してその債権額に達する金額を弁済しなければならない。

③前項の規定は、利子のある債権であってその利率が法律定利率に達しないものにこれを準用する。

④第1項の場合には、条件附債権、存続期間が不確定の債権その他価額が不確定の債権に対しては、裁判所が選任した鑑定人の評価により弁済しなければならない。

第260条（残余財産の分配）清算人は、会社の債務を完済した後でなければ会社財産を社員に分配することができない。ただし、争いがある債務に対しては、その弁済に必要な財産を保留し、残余財産を分配することができる。

第261条（清算人の解任）社員が選任した清算人は、総社員過半数の決議で解任することができる。

第262条（同前）清算人がその職務を執行するのに顕著に不適任であり、又は重大な任務に違反行為があるときは、裁判所は、社員その他の利害関係人の請求により清算人を解任することができる。

第263条（清算人の任務終了）①清算人は、その任務が終了したときは、遅滞なく計算書を作成して各社員に交付し、その承認を得なければならない。

②前項の計算書を受けた社員が1月内に異議をしないときは、その計算を承認したものとみなす。ただし、清算人に不正行為がある場合には、この限りでない。

第264条（清算終結の登記）清算が終結できたときは、清算人は、前条の規定による総社員の承認があった日から本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に清算終結の登記をしなければならない。

第265条（準用規定）第199条、第207条、第208条、第209条第2項、第210条、第382条第2項及び第399条、第401条の規定は、清算人に準用する。<改正62・12・12>

第266条（帳簿、書類の保存）①会社の帳簿及び営業及び清算に関する重要書類は、本店所在地において清算終結の登記をした後10年間これを保存しなければならない。ただし、伝票又はこれと類似の書類は、5年間これを保存しなければならない。<改正95・12・29>

②第1項の場合は、総社員過半数の決議で保存人及び保存方法を定めなければならない。<改正95・12・29>

第267条（社員の責任の消滅時期）①第212条の規定による社員の責任は、本店所在地において解散登記をした後5年を経過すれば消滅する。

②前項の期間経過後にも分配しない残余財産があるときは、会社債権者は、これに対して弁済を請求することができる。

第3章　合資会社

第268条（会社の組織）合資会社は、無限責任社員及び有限責任社員で組織する。

第269条（準用規定）合資会社には、本章　に別段の規定がない事項は、合名会社に関する規定を準用する。

第270条（定款の絶対的記載事項）合資会社の定款には、第179条に掲げた事項以外に各社員の無限責任又は有限責任であることを記載しなければならない。

第271条（登記事項）合資会社の設立登記においては、第180条各号の事項以外に各社員の無限責任又は有限責任であることを登記しなければならない。

[全文改正95・12・29]

第272条（有限責任社員の出資）有限責任社員は、信用又は労務を出資の目的とすることができない。

第273条（業務執行の権利義務）無限責任社員は、定款に別段の規定がないときは、各自が会社の業務を執行する権利及び義務がある。

第274条（支配人の選任、解任）支配人の選任及び解任は、業務執行社員がある場合にも無限責任社員過半数の決議によらなければならない。

第275条（有限責任社員の競業の自由）有限責任社員は、他の社員の同意なく自己又は第三者の計算で会社の営業部類に属する取引をすることができ、同種営業を目的とする他の会社の無限責任社員又は理事となることができる。

第276条（有限責任社員の持分譲渡）有限責任社員は、無限責任社員全員の同意があればその持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。持分の譲渡により定款を変更しなければならない場合にも同じである。

第277条（有限責任社員の監視権）①有限責任社員は、営業年度末において営業時間内に限り会社の会計帳簿・貸借対照表その他の書類を閲覧することができ、会社の業務及び財産状態を検査することができる。<改正84・4・10>

②重要な事由があるときは、有限責任社員は、いつでも裁判所の許可を得て第1項の閲覧及び検査をすることができる。

第278条（有限責任社員の業務執行、会社代表の禁止）有限責任社員は、会社の業務執行又は代表行為をすることができない。

第279条（有限責任社員の責任）①有限責任社員は、その出資価額から既に履行した部分を控除した価額を限度として会社債務を弁済する責任がある。

②会社に利益がないにもかかわらず配当を受けた金額は、弁済責任を定める場合においてこれを加算する。

第280条（出資減少の場合の責任）有限責任社員は、その出資を減少した後にも本店所在地において登記をする前に生じた会社債務に対しては、登記後2年内には、前条の責任を免れることができない。

第281条（自称無限責任社員の責任）①有限責任社員が他人に自己を無限責任社員であると誤認させる行為をしたときは、誤認により会社及び取引をした者に対して無限責任社員と同一の責任がある。

②前項の規定は、有限責任社員がその責任の限度を誤認させる行為をした場合に準用する。

第282条（責任を変更した社員の責任）第213条の規定は、有限責任社員が無限責任社員でできた場合に、第225条の規定は、無限責任社員が有限責任社員でできた場合に準用する。

第283条（有限責任社員の死亡）①有限責任社員が死亡したときは、その相続人がその持分を承継して社員となる。

②前項の場合に相続人が数人のときは、社員の権利を行使する者1人を定めなければならない。これを定めないときは、会社の通知又は催告は、その中の1人に対してすれば全員に対してその効力がある。

第284条（有限責任社員の禁治産）有限責任社員は、禁治産の宣告を受けた場合にも退社しない。

第285条（解散、継続）①合資会社は、無限責任社員又は有限責任社員の全員が退社したときは、解散する。

②前項の場合に残存した無限責任社員又は有限責任社員は、全員の同意により新しく有限責任社員又は無限責任社員を加入させて会社を継続することができる。

③第213条及び第229条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第286条（組織変更）①合資会社は、社員全員の同意によりその組織を合名会社に変更して継続することができる。

②有限責任社員全員が退社した場合にも無限責任社員は、その全員の同意により合名会社に変更して継続することができる。

③前2項の場合には、本店所在地においては、2週間内、支店所在地においては、3週間内に、合資会社においては、解散登記を、合名会社においては、設立登記をしなければならない。

第287条（清算人）合資会社の清算人は、無限責任社員過半数の決議で選任する。これを選任しないときは、業務執行社員が清算人となる。

第4章　株式会社

第1節　設立

第288条（発起人）株式会社を設立するには、発起人が定款を作成しなければならない。

[全文改正**2001**・7・24]

第289条（定款の作成、絶対的記載事項）①発起人は、定款を作成して、これに次の事項を記載し、各発起人が記名捺印又は署名しなければならない。[改正84・4・10、95・12・29、**2001**・7・24]

　1．目的

　2．商号

　3．会社が発行する株式の総数

　4．1株の金額

　5．会社の設立時に発行する株式の総数

　6．本店の所在地

　7．会社が公告をする方法

　8．発起人の姓名・住民登録番号及び住所

　9．削除

②会社の設立時に発行する株式の総数は、会社が発行する株式の総数の4分の1以上でなければならない。

③会社の公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞にしなければならない。

第290条（変態設立事項）次の事項は、定款に記載することによりその効力がある。

　1.発起人が受ける特別利益及びこれを受ける者の姓名

　2.現物出資をする者の姓名及びその目的の財産の種類、数量、価格及びこれに対して付与する株式の種類及び数

　3.会社成立後に譲受することを約定した財産の種類、数量、価格及びその譲渡人の姓名

　4.会社が負担する設立費用及び発起人が受ける報酬額

第291条（設立当時の株式発行事項の決定）会社設立時発行する株式に関して次の事項は、定款に別段の定めがなければ発起人全員の同意によりこれを定める。

　1.株式の種類及び数

　2.額面以上の株式を発行するときは、その数及び金額

第292条（定款の認証）定款は、公証人の認証を受けることにより効力が生じる。

第293条（発起人の株式引受）各発起人は、書面により株式を引き受けなければならない。

第294条　削除<95・12・29>

第295条（発起設立の場合の払込及び現物出資の履行）①発起人が会社の設立時発行する株式の総数を引き受けたときは、遅滞なく各株式に対してその引受価額の全額を払込しなければならない。この場合発起人は、払込を引き受ける銀行その他金融機関及び払込場所を指定しなければならない。<改正95・12・29>

②現物出資をする発起人は、払込期日に遅滞なく出資の目的の財産を引き渡し、登記、登録その他権利の設定又は移転を要する場合には、これに関する書類を完備して交付しなければならない。

第296条（発起設立の場合の役員選任）①前条の規定による払込及び現物出資の履行が完了したときは、発起人銀遅滞なく議決権の過半数で理事及び監事を選任しなければならない。

②発起人の議決権は、その引受株式の1株に対して1個とする。

第297条（発起人の議事録作成）発起人は、議事録を作成して議事の経過及びその結果を記載し、記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

第298条（理事・監事の調査・報告及び検査人の選任請求）①理事及び監事は、就任後遅滞なく会社の設立に関するすべての事項が法令又は定款の規定に違反していないかの可否を調査して発起人に報告しなければならない。

②理事及び監事中発起人であった者・現物出資者又は会社成立後譲り受ける財産の契約当事者である者は、第1項の調査・報告に参加することができない。

③理事及び監事の全員が第2項に該当するときは、理事は、公証人をして第1項の調査・報告をさせなければならない。

④定款において第290条各号の事項を定めたときは、理事は、これに関する調査をさせるために検査人の選任を裁判所に請求しなければならない。ただし、第299条の2の場合には、この限りでない。

[全文改正95・12・29]

第299条（検査人の調査、報告）①検査人は、第290条各号の事項及び第295条の規定による現物出資の履行を調査して裁判所に報告しなければならない。<改正95・12・29>

②検査人は、前項の調査報告書を作成した後遅滞なくその謄本を各発起人に交付しなければならない。

③検査人の調査報告書に事実と相違した事項があるときは、発起人は、これに対する説明書を裁判所に提出することができる。

第299条の2（現物出資等の証明）第290条第1号及び第4号に記載した事項に関しては、公証人の調査・報告で、第290条第2号及び第3号の規定による事項及び第295条の規定による現物出資の履行に関しては、公認された鑑定人の鑑定で、第299条第1項の規定による検査人の調査に代えることができる。この場合、公証人又は鑑定人は、調査又は鑑定結果を裁判所に報告しなければならない。<改正**98・12・28**>[本条新設95・12・29]

第300条（裁判所の変更処分）①裁判所は、検査人又は公証人の調査報告書又は鑑定人の鑑定結果及び発起人の説明書を審査し、第290条の規定による事項を不当であると認定したときは、これを変更して各発起人に通告することができる。<改正**98・12・28**>

②第1項の変更に不服がある発起人は、その株式の引受を取り消すことができる。この場合には、定款を変更して設立に関する手続を続行することができる。<改正**98・12・28**>

③裁判所の通告があった後2週内に株式の引受を取り消した発起人がないときは、定款は、通告に従い変更されたものとみなす。<改正**98・12・28**>

第301条（募集設立の場合の株式募集）発起人が会社の設立時発行する株式の総数を引き受けないときは、株主を募集しなければならない。

第302条（株式引受の申込み、株式申込書の記載事項）①株式引受の申込みをしようとする者は、株式申込書2通に引き受ける株式の種類及び数及び住所を記載し、記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

②株式申込書は、発起人がこれを作成し、次の事項を記載しなければならない。<改正62・12・12、84・4・10、95・12・29>

　1.定款の認証年月日及び公証人の姓名

　2.第289条第1項及び第290条に掲げた事項

　3.会社の存立期間又は解散事由を定めたときは、その規定

　4.各発起人が引き受けた株式の種類及び数

　5.第291条に掲げた事項

5の2.株式の譲渡に関して理事会の承認を得るように定めたときは、その規定

　6.開業前に利子を配当することを定めたときは、その規定

　7.株主に配当する利益で株式を消却することを定めたときは、その規定

　8.一定の時期までに創立総会を終結しないときは、株式の引受を取り消すことができるという趣旨

　9.払込を引き受ける銀行その他金融機関及び払込場所

　10.名義書換代理人を置いたときは、その姓名・住所及び営業所

③民法第107条第1項但書の規定は、株式引受の申込みには、適用しない。<改正62・12・12>

第303条（株式引受人の義務）株式引受を申し込んだ者は、発起人が発行した株式の数に従い引受価額を払込する義務を負担する。

第304条（株式引受人等に対する通知、催告）①株式引受人又は株式申込人に対する通知又は催告は、株式引受証又は株式申込書に記載した住所又はその者から会社に通知した住所になせば足りる。

②前項の通知又は催告は、普通その到達する時期に到達したものとみなす。

第305条（株式に対する払込）①会社設立時発行する株式の総数が引き受けられたときは、発起人は、遅滞なく株式引受人に対して各株式に対する引受価額の全額を払込させなければならない。

②前項の払込は、株式申込書に記載した払込場所でしなければならない。

③第295条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第306条（払込金の保管者等の変更）払込金の保管者又は払込場所を変更するときは、裁判所の許可を得なければならない。

第307条（株式引受人の失権手続）①株式引受人が第305条の規定による払込をしないときは、発起人は、一定の期日を定めてその期日内に払込をしなければその権利を失うという趣旨を期日の2週間前にその株式引受人に通知しなければならない。

②前項の通知を受けた株式引受人がその期日内に払込の履行をしないときは、その権利を失う。この場合には、発起人は、更にその株式に対する株主を募集することができる。

③前2項の規定は、その株式引受人に対する損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第308条（創立総会）①第305条の規定による払込及び現物出資の履行を完了したときは、発起人は、遅滞なく創立総会を召集しなければならない。

②第363条第1項・第2項、第364条、第368条第3項・第4項、第368条の2、第369条第1項、第371条第2項、第372条、第373条、第376条から第381条まで及び第435条の規定は、創立総会に準用する。<改正84・4・10>

第309条（創立総会の決議）創立総会の決議は、出席した株式引受人の議決権の3分の2以上であり、引き受けられた株式の総数の過半数に該当する多数でしなければならない。

第310条（変態設立の場合の調査）①定款において第290条に掲げた事項を定めたときは、発起人は、これに関する調査をさせる為に検査人の選任を裁判所に請求しなければならない。

②前項の検査人の報告書は、これを創立総会に提出しなければならない。

③第298条第4項但書及び第299条の2の規定は、第1項の調査に関してこれを準用する。<新設95・12・29>

第311条（発起人の報告）①発起人は、会社の創立に関する事項を書面により創立総会に報告しなければならない。

②前項の報告書には、次の事項を明確に記載しなければならない。

　1.株式引受及び払込に関する諸般の状況

　2.第290条に掲げた事項に関する実態

第312条（役員の選任）創立総会では、理事及び監事を選任しなければならない。

第313条（理事、監事の調査、報告）①理事及び監事は、就任後遅滞なく会社の設立に関するすべての事項が法令又は定款の規定に違反しないかどうかを調査して創立総会に報告しなければならない。<改正95・12・29>

②第298条第2項及び第3項の規定は、第1項の調査及び報告に関してこれを準用する。<改正95・12・29>

③削除<95・12・29>

第314条（変態設立事項の変更）①創立総会では、第290条に掲げた事項が不当であると認定したときは、これを変更することができる。

②第300条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第315条（発起人に対する損害賠償請求）前条の規定は、発起人に対する損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第316条（定款変更、設立廃止の決議）①創立総会では、定款の変更又は設立の廃止を決議することができる。

②前項の決議は、召集通知書にその趣旨の記載がない場合にもこれをすることができる。

第317条（設立の登記）①株式会社の設立登記は、発起人が会社設立時に発行した株式の総数を引き受けた場合には、第299条及び第300条の規定による手続が終了した日から、発起人が株主を募集した場合には、創立総会が終結した日又は第314条の規定による手続が終了した日から2週間内にこれをしなければならない。

②第1項の設立登記においては、次の事項を登記しなければならない。<改正84・4・10、95・12・29、**99・12・31**>

　1．第289条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲記した事項

　2．資本の総額

　3．発行株式の総数、その種類及び各種株式の内容及び数

3の2．株式の譲渡に関して理事会の承認を得るものと定めたときは、その規定

3の3．株式買受選択権を付与するものと定めたときは、その規定

3の4．支店の所在地

　4．会社の存立期間又は解散事由を定めたときは、その期間又は事由

　5．開業前に利子を配当することを定めたときは、その規定

　6．株主に配当する利益で株式を消却することを定めたときは、その規定

　7．転換株式を発行する場合には、第347条に掲記した事項

　8．理事及び監事の姓名及び住民登録番号

　9．会社を代表する理事の姓名・住民登録番号及び住所

　10．数人の代表理事が共同で会社を代表することを定めたときは、その規定

　11．名義改書代理人を置いたときは、その商号及び本店所在地

　12．監査委員会を設置したときは、監査委員会委員の姓名及び住民登録番号

③株式会社の支店設置及び移転時支店所在地又は新支店所在地とする登記においては、第2項第1号・第4号・第9号及び第10号の規定による事項を登記しなければならない。<新設95・12・29>

④第181条から第183条までの規定は、株式会社の登記に準用する。

第318条（払込金保管者の証明と責任）①払込金を保管した銀行その他の金融機関は、発起人又は理事の請求があるときは、その保管金額に関して証明書を交付しなければならない。

②前項の銀行その他の金融機関は、証明した保管金額に対しては、払込の不実又はその金額の返還に関する制限があることを理由として会社に対抗することができない。

第319条（権利株の譲渡）株式の引受による権利の譲渡は、会社に対して効力がない。

第320条（株式引受の無効主張、取消の制限）①会社成立後には、株式を引き受けた者は、株式申込書の要件の欠缺を理由としてその引受の無効を主張し、又は詐欺、強迫又は錯誤を理由としてその引受を取り消すことができない。

②創立総会に出席してその権利を行使した者は、会社の成立前にも前項と同じである。

第321条（発起人の引受、払込担保責任）①会社設立時発行した株式であって会社成立後にまだ引受されない株式があり、又は株式引受の申込みが取り消されたときは、発起人がこれを共同で引き受けたものとみなす。

②会社成立後第295条第1項又は第305条第1項の規定による払込を完了しない株式があるときは、発起人は、連帯してその払込をしなければならない。

③第315条の規定は、前2項の場合に準用する。

第322条（発起人の損害賠償責任）①発起人が会社の設立に関してその任務を懈怠したときは、その発起人は、会社に対して連帯して損害を賠償する責任がある。

②発起人が悪意又は重大な過失によりその任務を懈怠したときは、その発起人は、第三者に対しても連帯して損害を賠償する責任がある。

第323条（発起人、役員の連帯責任）理事又は監事が第313条第1項の規定による任務を懈怠して会社又は第三者に対して損害を賠償する責任を負う場合に発起人も責任を負うときは、その理事、監事及び発起人は、連帯して損害を賠償する責任がある。

第324条（発起人の責任免除、株主の代表訴訟）第400条及び第403条から第406条までの規定は、発起人に準用する。

第325条（検査人の損害賠償責任）裁判所が選任した検査人が悪意又は重大な過失によりその任務を懈怠したときは、会社又は第三者に対して損害を賠償する責任がある。

第326条（会社不成立の場合の発起人の責任）①会社が成立することができない場合には、発起人は、その設立に関する行為に対して連帯して責任を負う。

②前項の場合に会社の設立に関して支払った費用は、発起人が負担する。

第327条（類似発起人の責任）株式申込書その他株式募集に関する書面に姓名及び会社の設立に賛助する趣旨を記載することを承諾した者は、発起人と同一の責任がある。

第328条（設立無効の訴）①会社設立の無効は、株主・理事又は監事に限り会社成立の日から2年内に訴のみによりこれを主張することができる。<改正84・4・10>

②第186条から第193条までの規定は、第1項の訴に準用する。

第2節　株式

第329条（資本の構成、株式の券面額）①株式会社の資本は、5千万ウォン以上でなければならない。<新設84・4・10>

②株式会社の資本は、これを株式で分割しなければならない。

③株式の金額は、均一でなければならない。

④1株の金額は、100ウォン以上としなければならない。<改正**98・12・28**>

第329条の2（株式の分割）①会社は、第434条の規定による株主総会の決議で株式を分割することができる。

②第1項の場合に分割後の1株の金額は、第329条第4項の規定による金額未満とすることができない。

③第440条から第444条までの規定は、第1項の規定による株式分割の場合にこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第330条（額面未満発行の制限）株式は、額面未満の価額で発行することができない。ただし、第417条の場合には、この限りでない。<改正62・12・12>

第331条（株主の責任）株主の責任は、その者が有する株式の引受価額を限度とする。

第332条（仮設人、他人の名義による引受人の責任）①仮設人の名義で株式を引き受け、又は他人の承諾なくその名義で株式を引き受けた者は、株式引受人としての責任がある。

②他人の承諾を得てその名義で株式を引き受けた者は、その他人と連帯して払込する責任がある。

第333条（株式の共有）①数人が共同で株式を引き受けた者は、連帯して払込する責任がある。

②株式が数人の共有に属するときは、共有者は、株主の権利を行使する者1人を定めなければならない。

③株主の権利を行使する者がないときは、共有者に対する通知又は催告は、その1人に対してなせば足りる。

第334条（株主の会社に対する相殺禁止）株主は、払込に関して相殺により会社に対抗することができない。

第335条（株式の譲渡性）①株式は、他人にこれを譲渡することができる。ただし、株式の譲渡は、定款が定めるところにより理事会の承認を得るようにさせることができる。<改正95・12・29>

②第1項但書の規定に違反して理事会の承認を得ない株式の譲渡は、会社に対して効力がない。<新設95・12・29>

③株券発行前にした株式の譲渡は、会社に対して効力がない。ただし、会社成立後又は新株の払込期日後6月が経過したときは、この限りでない。<改正84・4・10>

第335条の2（譲渡承認の請求）①株式の譲渡に関して理事会の承認を得なければならない場合には、株式を譲渡しようとする株主は、会社に対して譲渡の相手方及び譲渡しようとする株式の種類及び数を記載した書面により譲渡の承認を請求することができる。

②会社は、第1項の請求がある日から1月以内に株主にその承認の可否を書面で通知しなければならない。

③会社が第2項の期間内に株主に拒否の通知をしないときは、株式の譲渡に関して理事会の承認があるものとみなす。

④第2項の譲渡承認拒否の通知を受けた株主は、通知を受けた日から20日内に会社に対して譲渡の相手方の指定又はその株式の買受を請求することができる。

[本条新設95・12・29]

第335条の3（譲渡相手方の指定請求）①株主が譲渡の相手方を指定してくれるよう請求した場合には、理事会は、これを指定して、その請求があった日から2週間内に株主及び指定された相手方に書面でこれを通知しなければならない。

②第1項の期間内に株主に相手方指定の通知をしないときは、株式の譲渡に関して理事会の承認があるものとみなす。

[本条新設95・12・29]

第335条の4（指定された者の先買権）①第335条の3第1項の規定により相手方で指定された者は、指定通知を受けた日から10日以内に指定請求をした株主に対して書面でその株式を自分に売り渡すことを請求することができる。

②第335条の3第2項の規定は、株式の譲渡相手方に指定された者が第1項の期間内に売渡の請求をしないときこれを準用する。

[本条新設95・12・29]

第335条の5（売渡価額の決定）①第335条の4の場合に、その株式の売渡価額は、株主と売渡請求人間の協議でこれを決定する。[改正**2001**・7・24]

②第374条の2第4項及び第5項の規定は、第335条の4第1項の規定による請求を受けた日から30日以内に第1項の規定による協議がなされない場合にこれを準用する。[改正**2001**・7・24]

第335条の6（株式の買取請求）第374条の2第2項から第5項までの規定は、第335条の2第4項の規定により株主が会社に対して株式の買取を請求した場合にこれを準用する。[改正**2001**・7・24]

第335条の7（株式の譲受人による承認請求）①株式の譲渡に関して理事会の承認を得なければならない場合に株式を取得した者は、会社に対してその株式の種類及び数を記載した書面によりその取得の承認を請求することができる。

②第335条の2第2項から第4項まで、第335条の3から第335条の6までの規定は、第1項の場合にこれを準用する。

[本条新設95・12・29]

第336条（株式の譲渡方法）①株式の譲渡においては、株券を交付しなければならない。

②株券の占有者は、これを適法な所持人と推定する。

[全文改正84・4・10]

第337条（記名株式の移転の対抗要件）①記名株式の移転は、取得者の姓名及び住所を株主名簿に記載しなければ会社に対抗することができない。

②会社は、定款が定めるところにより名義書換代理人を置くことができる。この場合、名義書換代理人が取得者の姓名及び住所を株主名簿の複本に記載したときは、第1項の名義書換があるものとみなす。<新設84・4・10>

第338条（記名株式の入質）①記名株式を質権の目的とするときは、株券を質権者に交付しなければならない。

②質権者は、継続して株券を占有しなければその質権を第三者に対抗することができない。

第339条（質権の物上代位）株式の消却、併合、分割又は転換があるときは、これにより従前の株主が受ける金銭又は株式に対しても従前の株式を目的とした質権を行使することができる。<改正**98・12・28**>

第340条（記名株式の登録質）①記名株式を質権の目的にした場合に会社が質権設定者の請求によりその姓名及び住所を株主名簿に附記し、その姓名を株券に記載したときは、質権者は、会社から利益又は利子の配当、残余財産の分配又は前条の規定による金銭の支払を受けて他の債権者に優先して自己債権の弁済に充当することができる。

②民法第353条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

③第1項の質権者は、会社に対して前条の株式に対する株券の交付を請求することができる。

第340条の2（株式買受選択権）①会社は、定款が定めたところにより第434条の規定による株主総会の決議で会社の設立・経営及び技術革新等に寄与し、又は寄与することができる会社の理事・監事又は被用者にあらかじめ定めた価額（以下"株式買受選択権の行使価額"という。）で新株を引き受け、又は自己の株式を買い受けることができる権利（以下"株式買受選択権"という。）を付与することができる。ただし、株式買受選択権の行使価額が株式の実質価額より低い場合に会社は、その差額を金銭で支給し、又はその差額に相当する自己の株式を譲渡することができる。この場合、株式の実質価額は、株式買受選択権の行使日を基準として評価する。

②次の各号の1に該当する者に対しては、第1項に規定された株式買受選択権を付与することができない。

　1．議決権なき株式を除外した発行株式総数の100分の10以上の株式を有する株主

　2．理事・監事の選任及び解任等会社の主要経営事項に対して事実上影響力を行使する者

　3．第1号及び第2号に規定された者の配偶者及び直系尊・卑属

③第1項の規定により発行する新株又は譲渡する自己の株式は、会社の発行株式総数の100分の10を超えることができない。

④第1項に規定した株式買受選択権の行使価額は、次の各号の価額以上でなければならない。

　1．新株を発行する場合には、株式買受選択権の付与日を基準にした株式の実質価額と株式の券面額中高い金額

　2．自己の株式を譲渡する場合には、株式買受選択権の付与日を基準にした株式の実質価額

[本条新設**99・12・31**]

第340条の3（株式買受選択権の付与）①第340条の2第1項の株式買受選択権に関する定款の規定には、次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．一定の場合株式買受選択権を付与することができる旨

　2．株式買受選択権の行使で発行し、又は譲渡する株式の種類及び数

　3．株式買受選択権を付与される者の資格要件

　4．株式買受選択権の行使期間

　5．一定の場合理事会決議で株式買受選択権の付与を取り消すことができる旨

②第340条の2第1項の株式買受選択権に関する株主総会の決議においては、次の各号の事項を定めなければならない。

　1．株式買受選択権を付与される者の姓名

　2．株式買受選択権の付与方法

　3．株式買受選択権の行使価額及びその調整に関する事項

　4．株式買受選択権の行使期間

　5．株式買受選択権を付与される者それぞれに対して株式買受選択権の行使で発行し、又は譲渡する株式の種類及び数

③会社は、第2項の株主総会決議により株式買受選択権を付与された者及び契約を締結して相当な期間内にそれに関する契約書を作成しなければならない。

④会社は、第3項の契約書を株式買受選択権の行使期間が終了するときまで本店に備置し、株主をして営業時間内にこれを閲覧することができるようにしなければならない。

[本条新設**99・12・31**]

第340条の4（株式買受選択権の行使）①第340条の2第1項の株式買受選択権は、第340条の3第2項各号の事項を定める株主総会決議日から2年以上在任又は在職しなければこれを行使することができない。

②第340条の2第1項の株式買受選択権は、これを譲渡することができない。ただし、同条第2項の規定により株式買受選択権を行使することができる者が死亡した場合には、その相続人がこれを行使することができる。

[本条新設**99・12・31**]

第340条の5（準用規定）第350条第2項、第350条第3項後段、第351条、第516条の8第1項・第3項・第4項及び第516条の9前段の規定は、株式買受選択権の行使で新株を発行する場合にこれを準用する。

[本条新設**99・12・31**]

第341条（自己株式の取得）会社は、次の場合以外には、自己の計算で自己の株式を取得するすることができない。<改正84・4・10、95・12・29>

　1.株式を消却するためであるとき

　2.会社の合併又は他の会社の営業全部の譲受によるとき

　3.会社の権利を実行する場合においてその目的を達成するために必要なとき

　4.端株の処理のために必要なとき

　5.株主が株式買受請求権を行使したとき

第341条の2（株式買受選択権付与目的等の自己株式取得）①会社は、第340条の2第1項の規定により自己の株式を譲渡する目的で取得し、又は退職する理事・監事又は被用者の株式を譲り受けることにより自己の株式を取得する場合においては、発行株式総数の100分の10を超えない範囲内において自己の計算で自己の株式を取得することができる。ただし、その取得金額は、第462条第1項に規定された利益配当が可能な限度以内でなければならない。

②会社が第1項の株式を発行株式総数の100分の10以上の株式を有する株主から有償で取得する場合には、次の各号の事項に関して第434条の規定による株主総会の決議がなければならない。この場合、会社は、株主総会決議後6月以内に株式を取得しなければならない。

　1．株式を譲渡しようとする株主の姓名

　2．取得する株式の種類及び数

　3．取得する株式の価額

③会社が第1項の規定により自己の株式を取得した場合には、相当の時期にこれを処分しなければならない。

④第433条第2項の規定は、第2項の株主総会に関してこれを準用する。

[本条新設**99・12・31**]

第341条の3（自己株式の質取）会社は、発行株式の総数の20分の1を超えて自己の株式を質権の目的で受けることができない。ただし、第341条第2号及び第3号の場合には、その限度を超えて質権の目的とすることができる。

[本条新設84・4・10]

第342条（自己株式の処分）会社は、第341条第1号の場合には、遅滞なく株式失効の手続を踏まなければならず、同条第2号から第5号まで及び第341条の3但書の場合には、相当の時期に株式又は質権の処分をしなければならない。<改正84・4・10、95・12・29、**99・12・31**>

第342条の2（子会社による親会社株式の取得）①他の会社の発行株式の総数の100分の50を超える株式を有する会社（以下"親会社"という。）の株式は、次の場合を除いては、その他の会社（以下"子会社"という。）がこれを取得することができない。[改正**2001**・7・24]

　1．株式の包括的交換、株式の包括的移転、会社の合併又は他の会社の営業全部の譲受によるとき

　2．会社の権利を実行する場合においてその目的を達成するために必要なとき

②第1項各号の場合、子会社は、その株式を取得した日から6月以内に親会社の株式を処分しなければならない。

③他の会社の発行株式の総数の100分の50を超える株式を親会社及び子会社又は子会社が有する場合、その他の会社は、この法律の適用においてその親会社の子会社とみなす。

第342条の3（他の会社の株式取得）会社が他の会社の発行株式総数の10分の1を超過して取得したときは、その他の会社に対して遅滞なくこれを通知しなければならない。

[本条新設95・12・29]

第343条（株式の消却）①株式は、資本減少に関する規定によってのみ消却することができる。ただし、定款の定めたところにより株主に配当する利益で株式を消却する場合には、この限りでない。

②第440条及び第441条の規定は、株式を消却する場合に準用する。

第343条の2（総会の決議による株式消却）①会社は、第343条の規定による場合のほか、定期総会において第434条の規定による決議により株式を買い受けてこれを消却することができる。

②第1項の規定による総会の決議においては、買い受ける株式の種類、総数、取得価額の総額及び株式を買い受けることができる期間を定めなければならない。

③第2項の場合に買い受けることができる株式の取得価額の総額は、貸借対照表上の純資産額から第462条第1項各号の金額を控除した額を超えることができない。

④第2項の場合に、株式を買い受けることができる期間は、第1項の決議後最初の決算期に関する定期総会が終結した後と定めることができない。

⑤会社は、当該営業年度の決算期に貸借対照表上の純資産額が第462条第1項各号の金額の合計額に達することができないおそれがあるときは、第1項の規定による株式の買取をしてはならない。

⑥当該営業年度の決算期に貸借対照表上の純資産額が第462条第1項各号の金額の合計額に達することができないにもかかわらず、会社が第1項の規定により株式を買い受けて消却した場合、理事は、会社に対して連帯してその達することができない金額を賠償する責任がある。この場合、第462条の3第4項ただし書の規定を準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第344条（数種の株式）①会社は、利益又は利子の配当又は残余財産の分配に関して内容が異なる数種の株式を発行することができる。

②第1項の場合には、定款で各種の株式の内容及び数を定めなければならず、利益配当に関して優先的内容がある種類の株式に対しては、定款で最低配当率を定めなければならない。<改正95・12・29>

③会社が数種の株式を発行するときは、定款に別の定めがない場合にも株式の種類により新株の引受、株式の併合・分割・消却又は会社の合併・分割による株式の配当に関して特殊な定めをすることができる。<改正**98・12・28**>

第345条（償還株式）①前条の場合には、利益配当に関して優先的内容がある種類の株式に対して利益により消却することができることとすることができる。

②前項の場合には、償還価額、償還期間、償還方法及び数を定款に記載しなければならない。

第346条（転換株式の発行）①会社が数種の株式を発行する場合には、定款において株主は、引き受けた株式を他の種類の株式に転換を請求することができることを定めることができる。この場合には、転換の条件、転換の請求期間及び転換により発行する株式の数及び内容を定めなければならない。

②第344条第2項の規定による数種の株式の数中転換により発行する株式の数は、前項の期間内には、その発行を保留しなければならない。

第347条（転換株式発行の手続）第346条第1項の場合には、株式申込書又は新株引受権証書に次の事項を記載しなければならない。<改正84・4・10>

　1.株式を他の種類の株式に転換することができるという趣旨

　2.転換の条件

　3.転換により発行する株式の内容

　4.転換を請求することができる期間

第348条（転換により発行する株式の発行価額）転換により新株式を発行する場合には、転換前の株式の発行価額を新株式の発行価額とする。

第349条（転換の請求）①株式の転換を請求する者は、請求書2通に株券を添附して会社に提出しなければならない。

②第1項の請求書には、転換しようとする株式の種類、数及び請求年月日を記載し記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

③削除<95・12・29>

第350条（転換の効力発生）①株式の転換は、その請求をした時効力が生じる。

②第354条第1項の期間中に転換された株式の株主は、その期間中の総会の決議に関しては、議決権を行使することができない。

③第1項の転換権を行使した株式の利益又は利子の配当に関しては、その請求をした時が属する営業年度末に転換されたものとみなす。この場合、新株に対する利益又は利子の配当に関しては、定款が定めるところによりその請求をした時が属する営業年度の直前営業年度末に転換されたものとすることができる。

[全文改正95・12・29]

第351条（転換の登記）株式の転換による変更登記は、転換を請求した日が属する日の末日から2週間内に本店所在地においてこれをしなければならない。

[全文改正95・12・29]

第352条（株主名簿の記載事項）①記名株式を発行したときは、株主名簿に次の事項を記載しなければならない。<改正84・4・10>

　1.株主の姓名及び住所

　2.各株主が有する株式の種類及びその数

　2の2.各株主が有する株式の株券を発行したときは、その株券の番号

　3.各株式の取得年月日

②無記名式の株券を発行したときは、株主名簿にその種類、数、番号及び発行年月日を記載しなければならない。

③第1項及び第2項の場合に転換株式を発行したときは、第347条に掲げた事項も株主名簿に記載しなければならない。

第353条（株主名簿の効力）①株主又は質権者に対する会社の通知又は催告は、株主名簿に記載した住所又はその者から会社に通知した住所でなせば足りる。

②第304条第2項の規定は、前項の通知又は催告に準用する。

第354条（株主名簿の閉鎖、基準日）①会社は、議決権を行使し、又は配当を受ける者その他株主又は質権者であって権利を行使する者を定めるために一定の期間を定めて株主名簿の記載変更を停止し、又は一定の日に株主名簿に記載された株主又は質権者をその権利を行使する株主又は質権者とみなすことができる。<改正84・4・10>

②第1項の期間は、3月を超過することができない。<改正84・4・10>

③第1項の日は、株主又は質権者として権利を行使した日に先立つ3月以内の日に定めなければならない。<改正84・4・10>

④会社が第1項の期間又は日を定めたときは、その期間又は日の2週間前にこれを公告しなければならない。ただし、定款においてその期間又は日を指定したときは、この限りでない。

第355条（株券発行の時期）①会社は、成立後又は新株の払込期日後遅滞なく株券を発行しなければならない。

②株券は、会社の成立後又は新株の払込期日後でなければ発行することができない。

③前項の規定に違反して発行した株券は、無効とする。ただし、発行した者に対する損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第356条（株券の記載事項）株券には、次の事項及び番号を記載し代表理事が記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

　1.会社の商号

　2.会社の成立年月日

　3.会社が発行する株式の総数

　4.1株の金額

　5.会社の成立後発行された株式に関しては、その発行年月日

　6.数種の株式があるときは、その株式の種類及び内容

　6の2.株式の譲渡に関して理事会の承認を得るように定めたときは、その規定

　7.償還株式があるときは、第345条第2項に定めた事項

　8.転換株式があるときは、第347条に掲げた事項

第357条（無記名式の株券の発行）①無記名式の株券は、定款に定めた場合に限りこれを発行することができる。

②株主は、いつでも無記名式の株券を記名式とすることを会社に請求することができる。

第358条（無記名株主の権利行使）無記名式の株券を有する者は、その株券を会社に供託しなければ株主の権利を行使することができない。

第358条の2（株券の不所持）①株主は、定款に別段の定めがある場合を除いては、その記名株式に対して株券の所持をしないという趣旨を会社に申告することができる。

②第1項の申告があるときは、会社は、遅滞なく株券を発行しないとの趣旨を株主名簿及びその複本に記載して、その事実を株主に通知しなければならない。この場合、会社は、その株券を発行することができない。

③第1項の場合既に発行された株券があるときは、これを会社に提出しなければならず、会社は、提出された株券を無効とし、又は名義書換代理人に寄託しなければならない。

④第1項から第3項までの規定にかかわらず株主は、いつでも会社に対して株券の発行又は返還を請求することができる。

[全文改正95・12・29]

第359条（株券の善意取得）小切手法第21条の規定は、株券に関してこれを準用する。

[全文改正84・4・10]

第360条（株券の除権判決、再発行）①株券は、公示催告の手続によりこれを無効とすることができる。

②株券を喪失した者は、除権判決を得なければ会社に対して株券の再発行を請求することができない。

第2款　株式の包括的交換

第360条の2（株式の包括的交換による完全親会社の設立）①会社は、この款の規定による株式の包括的交換により他の会社の発行株式の総数を所有する会社（以下"完全親会社"という。）となることができる。この場合、その他の会社を"完全子会社"という。

②株式の包括的交換（以下この款において"株式交換"という。）により完全子会社となる会社の株主が有するその会社の株式は、株式を交換する日に株式交換により完全親会社となる会社に移転し、その完全子会社となる会社の株主は、その完全親会社となる会社が株式交換のために発行する新株の配分を受けることによりその会社の株主となる。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の3（株式交換契約書の作成と株主総会の承認）①株式交換をしようとする会社は、株式交換契約書を作成して株主総会の承認を得なければならない。

②第1項の承認決議は、第434条の規定によらなければならない。

③株式交換契約書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．完全親会社となる会社が株式交換により定款を変更する場合には、その規定

　2．完全親会社となる会社が株式交換のために発行する新株の総数・種類及び種類別株式の数及び完全子会社となる会社の株主に対する新株の配分に関する事項

　3．完全親会社となる会社の増加する資本の額及び資本準備金に関する事項

　4．完全子会社となる会社の株主に支払う金額を定めたときは、その規定

　5．各会社が第1項の決議をする株主総会の期日

　6．株式交換をする日

　7．各会社が株式交換をする日まで利益を配当し、又は第462条の3の規定により金銭で利益配当をするときは、その限度額

　8．第360条の6の規定により会社が自己株式を移転する場合には、移転する株式の総数・種類及び種類別株式の数

　9．完全親会社となる会社に就任する理事及び監査又は監査委員会の委員を定めたときは、その姓名及び住民登録番号

④会社は、第363条の規定による通知及び公告に次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．株式交換契約書の主要内容

　2．第360条の5第1項の規定による株式買取請求権の内容及び行使方法

　3．一方会社の定款に株式の譲渡に関して理事会の承認を要する旨の規定があり、他の会社の定款にその規定がない場合、その旨

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の4（株式交換契約書等の公示）①理事は、第360条の3第1項の株主総会の会日2週前から株式交換の日以後6月が経過する日まで次の各号の書類を本店に備置しなければならない。

　1．株式交換契約書

　2．完全子会社となる会社の株主に対する株式の配分に関してその理由を記載した書面

　3．第360条の3第1項の株主総会の会日（第360条の9の規定による簡易株式交換の場合には、同条第2項の規定により公告又は通知をした日）前6月以内の日に作成した株式交換をする各会社の最終貸借対照表及び損益計算書

②第1項の書類に関しては、第391条の3第3項の規定を準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の5（反対株主の株式買取請求権）①第360条の3第1項の規定による承認事項に関して理事会の決議がある時に、その決議に反対する株主は、株主総会前に会社に対して書面によりその決議に反対する意思を通知した場合には、その総会の決議日から20日以内に株式の種類及び数を記載した書面により会社に対して自己が所有している株式の買取を請求することができる。

②第360条の9第2項の公告又は通知をした日から2週内に会社に対して書面により株式交換に反対する意思を通知した株主は、その期間が経過した日から20日以内に株式の種類及び数を記載した書面により会社に対して自己が所有している株式の買取を請求することができる。

③第1項及び第2項の買取請求に関しては、第374条の2第2項から第5項までにおける規定を準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の6（新株発行に代わる自己株式の移転）完全親会社となる会社は、株式交換をする場合において、新株発行に代えて会社が所有する自己株式であって第342条の規定により相当の時期に処分しなければならなき株式を完全子会社となる会社の株主に移転することができる。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の7（完全親会社の資本増加の限度額）①完全親会社となる会社の資本は、株式交換の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額から次の各号の金額を控除した金額を超えて増加させることができない。

　1．完全子会社となる会社の株主に支払う金額

　2．第360条の6の規定により完全子会社となる会社の株主に移転する株式の会計帳簿価額の合計額

②完全親会社となる会社が株式交換以前に完全子会社となる会社の株式を既に所有している場合には、完全親会社となる会社の資本は、株式交換の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額にその会社の発行株式総数に対する株式交換により完全親会社となる会社に移転する株式の数の比率を乗じた金額から第1項各号の金額を控除した金額の限度を超えてこれを増加させることができない。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の8（株券の失効手続）①株式交換により完全子会社となる会社は、株主総会で第360条の3第1項の規定による承認をしたときは、次の各号の事項を株式交換の日1月前に公告し、株主名簿に記載された株主及び質権者に対して各別にその通知をしなければならない。

　1．第360条の3第1項の規定による承認をした旨

　2．株式交換の日の前日までに株券を会社に提出しなければならない旨

　3．株式交換の日に株券が無効となる旨

②第442条及び第444条の規定は、第360条の3第1項の規定による承認をした場合に、これを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の9（簡易株式交換）①完全子会社となる会社の総株主の同意があり、又はその会社の発行株式総数の100分の90以上を完全親会社となる会社となる会社が所有しているときは、完全子会社となる会社の株主総会の承認は、これを理事会の承認で代えることができる。

②第1項の場合に、完全子会社となる会社は、株式交換契約書を作成した日から2週間以内に株主総会の承認を得ずに株式交換をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、総株主の同意があるときは、この限りでない。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の10（小規模株式交換）①完全親会社となる会社が株式交換のために発行する新株の総数がその会社の発行株式総数の100分の5を超えない場合には、その会社における第360条の3第1項の規定による株主総会の承認は、これを理事会の承認で代えることができる。ただし、完全子会社となる会社の株主に支払う金額を定めた場合に、その金額が第360条の4第1項第3号で規定した最終貸借対照表により完全親会社となる会社に現存する純資産額の100分の2を超えるときは、この限りでない。

②第360条の6の規定により完全子会社となる会社の株主に移転する株式は、第1項の規定を適用する場合において、これを株式交換のために発行する新株とみなす。

③第1項本文の場合には、株式交換契約書に完全親会社となる会社に関しては、第360条の3第1項の規定による株主総会の承認を得ずに株式交換をすることができる旨を記載しなければならず、同条第3項第1号の事項は、これを記載することができない。

④完全親会社となる会社は、株式交換契約書を作成した日から2週内に完全子会社となる会社の商号及び本店、株式交換をした日及び第360条の3第1項の承認を得ずに株式交換をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

⑤完全親会社となる会社の発行株式総数の100分の20以上に該当する株式を有する株主が第1項本文の規定による株式交換に反対する意思を通知したときは、この条による株式交換をすることができない。

⑥第1項本文の場合に、完全親会社となる会社に関して第360条の4第1項の規定を適用する場合においては、同条同項各号以外の部分中"第360条の3第1項の株主総会の会日の2週前"及び同条同項第3号中"第360条の3第1項の株主総会の会日"は、それぞれ"この条第4項の規定による公告又は通知の日"とする。

⑦第1項本文の場合には、第360条の5の規定は、これを適用しない。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の11（端株処理等に関する規定の準用）①第443条の規定は、会社の株式交換の場合にこれを準用する。

②第339条及び第340条第3項の規定は、株式交換の場合に完全子会社となる会社の株式を目的とする質権にこれを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の12（株式交換事項を記載した書面の事後公示）①理事は、次の各号の事項を記載した書面を株式交換の日から6月間本店に備置しなければならない。

　1．株式交換の日

　2．株式交換の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額

　3．株式交換により完全親会社に移転した完全子会社の株式の数

　4．その他の株式交換に関する事項

②第1項の書面に関しては、第391条の3第3項の規定を準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の13（完全親会社の理事・監査の任期）株式交換により完全親会社となる会社の理事及び監査であって、株式交換前に就任した者は、株式交換契約書に異なる定めるものがある場合を除いては、株式交換後最初に到来する決算期に関する定期総会が終了するときに退任する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の14（株式交換無効の訴）①株式交換の無効は、各会社の株主・理事・監査・監査委員会の委員又は清算人に限り株式交換の日から6月内に訴でこれを主張することができる。

②第1項の訴は、完全親会社となる会社の本店所在地の地方裁判所の管轄に専属する。

③株式交換を無効とする判決が確定したときは、完全親会社となった会社は、株式交換のために発行した新株又は第360条の6の規定により移転した株式の株主に対してその者が所有した完全子会社となった会社の株式を移転しなければならない。

④第1８７条から第189条まで、第190条本文、第191条、第192条、第377条及び第431条の規定は、第1項の訴に、第339条及び第340条第3項の規定は、第3項の場合にそれぞれこれを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第３款　株式の包括的移転

第360条の15（株式の包括的以前による完全親会社の設立）①会社は、この款の規定による株式の包括的移転（以下この款において"株式移転"という。）により完全親会社を設立して完全子会社となることができる。

②株式移転により完全子会社となる会社の株主が所有するその会社の株式は、株式移転により設立する完全親会社に移転し、その完全子会社となる会社の株主は、その完全親会社が株式移転のために発行する株式の配分を受けることによりその完全親会社の株主となる。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の16（株主総会による株式移転の承認）①株式移転をしようとする会社は、次の各号の事項を記載した株式移転計画書を作成して株主総会の承認を得なければならない。

　1．設立する完全親会社の定款の規定

　2．設立する完全親会社が株式移転において発行する株式の種類及び数及び完全子会社となる会社の株主に対する株式の配分に関する事項

　3．設立する完全親会社の資本の額及び資本準備金に関する事項

　4．完全子会社となる会社の株主に対して支払う金額を定めたときは、その規定

　5．株式移転をする時期

　6．完全子会社となる会社が株式移転の日まで利益を配当し、又は第462条の3の規定により金銭で利益配当をするときは、その限度額

　7．設立する完全親会社の理事及び監査又は監査委員会の委員の姓名及び住民登録番号

　8．会社が共同で株式移転により完全親会社を設立するときは、その旨

②第1項の承認決議は、第434条の規定によらなければならない。

③第360条の3第4項の規定は、第1項の場合の株主総会の承認にこれを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の17（株式移転計画書等の書類の公示）①理事は、第360条の16第1項の規定による株主総会の会日の2週前から株式移転の日以後6月を経過する日まで次の各号の書類を本店に備置しなければならない。

　1．第360条の16第1項の規定による株式移転計画書

　2．完全子会社となる会社の株主に対する株式の配分に関してその理由を記載した書面

　3．第360条の16第1項の株主総会の会日前6月以内の日に作成した完全子会社となる会社の最終貸借対照表及び損益計算書

②第1項の書類に関しては、第391条の3第3項の規定を準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の18（完全親会社の資本の限度額）設立する完全親会社の資本は、株式移転の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額からその会社の株主に支払う金額を控除した額を超えることができない。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の19（株券の失効手続）①株式移転により完全子会社となる会社は、第360条の16第1項の規定による決議をしたときは、次の各号の事項を公告し、株主名簿に記載された株主及び質権者に対して各別にその通知をしなければならない。

　1．第360条の16第1項の規定による決議をした旨

　2．1月を超えて定めた期間内に株券を会社に提出しなければならない旨

　3．株式移転の日に株券が無効となる旨

②第442条及び第444条の規定は、第360条の16第1項の規定による決議をした場合にこれを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の20（株式移転による登記）株式移転をしたときは、設立した完全親会社の本店の所在地においては、2週内に、支店の所在地においては、3週内に第317条第2項で定める事項を登記しなければならない。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の21（株式移転の効力発生時期）株式移転は、これにより設立した完全親会社がその本店所在地において第360条の20の規定による登記をすることによりその効力が発生する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の22（株式交換規定の準用）第360条の5、第360条の11及び第360条の12の規定は、株式移転の場合にこれを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第360条の23（株式移転無効の訴）①株式移転の無効は、各会社の株主・理事・監査・監査委員会の委員又は清算人に限り株式移転の日から6月内に訴でのみこれを主張することができる。

②第1項の訴は、完全親会社となる会社の本店所在地の地方裁判所の管轄に専属する。

③株式移転を無効とする判決が確定したときは、完全親会社となった会社は、株式移転のために発行した株式の株主に対してその者が所有した完全子会社となった会社の株式を移転しなければならない。

④第1８７条から第193条まで及び第377条の規定は、第1項の訴に、第339条及び第340条第3項の規定は、第3項の場合にそれぞれこれを準用する。

[本条新設**2001**・7・24]

第3節　会社の機関

第1款　株主総会

第361条（総会の権限）株主総会は、本法又は定款に定める事項に限り決議することができる。

第362条（召集の決定）総会の召集は、本法に別段の規定がある場合外には、理事会がこれを決定する。

第363条（召集の通知、公告）①総会を召集する場合は、会日を定めて2週間前に各株主に対して書面又は電子文書により通知を発送しなければならない。ただし、その通知が株主名簿上の株主の住所に継続3年間到達しないときは、会社は、当該株主に総会の召集を通知しないことができる。[改正95・12・29、**2001**・7・24]

②前項の通知書には、会議の目的事項を記載しなければならない。

③会社が無記名式の株券を発行した場合には、会日の3週間前に総会を召集する旨及び会議の目的事項を公告しなければならない。

④前3項の規定は、議決権なき株主に対しては、適用しない。

第363条の2（株主提案権）①議決権なき株式を除外した発行株式総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、理事に対して会日の6週前に書面で一定の事項を株主総会の目的事項とすることを提案（以下'株主提案'という。）することができる。

②第1項の株主は、理事に対して会日の6週前に書面で会議の目的とする事項に追加して当該株主が提出する議案の要領を第363条で定める通知及び公告に記載することを請求することができる。

③理事は、第1項による株主提案がある場合には、これを理事会に報告し、理事会は株主提案の内容が法令又は定款に違反する場合を除いては、これを株主総会の目的事項としなければならない。この場合、株主提案をした者の請求があるときは、株主総会で当該議案を説明する機会を付与する。

[本条新設**98・12・28**]

第364条（召集地）総会は、定款に別段の定めがなければ本店所在地又はこれに隣接した地に召集しなければならない。

第365条（総会の召集）①定期総会は、毎年1回一定の時期にこれを召集しなければならない。

②年2回以上の決算期を定めた会社は、毎期に総会を召集しなければならない。

③臨時総会は、必要ある場合に随時これを召集する。

第366条（少数株主による召集請求）①発行株式の総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出して臨時総会の召集を請求することができる。<改正**98・12・28**>

②第1項の請求があった後遅滞なく総会召集の手続を踏まないときは、請求した株主は、裁判所の許可を得て総会を召集することができる。<改正**98・12・28**>

③第1項及び第2項の規定による総会は、会社の業務及び財産状態を調査させる為に検査人を選任することができる。<改正**98・12・28**>

第366条の2（総会の秩序維持）①総会の議長は、定款に定めがないときは、総会に立ち選任する。

②総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

③総会の議長は、故意で議事進行を妨害するための発言・行動をする等顕著に秩序を紊乱にする者に対してその発言の停止又は退場を命ずることができる。

[本条新設**99・12・31**]

第367条（検査人の選任）総会は、理事が提出した書類及び監事の報告書を調査させるために検査人を選任することができる。

第368条（総会の決議方法、議決権の行事）①総会の決議は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した株主の議決権の過半数及び発行株式総数の4分の1以上の数でしなければならない。<改正95・12・29>

②無記名式の株券を有する者は、会日の1週間前にその株券を会社に供託しなければならない。

③株主は、代理人をしてその議決権を行使させることができる。この場合には、その代理人は、代理権を証明する書面を総会に提出しなければならない。

④総会の決議に関して特別の利害関係がある者は、議決権を行使することができない。

第368条の2（議決権の不統一行使）①株主が2以上の議決権を有しているときは、これを統一せずに行使することができる。この場合、会日の3日前に会社に対して書面によりその趣旨及び理由を通知しなければならない。

②株主が株式の信託を引き受けず、又はその他他人のために株式を有している場合以外には、会社は、株主の議決権の不統一行使を拒否することができる。

[本条新設84・4・10]

第368条の3（書面による議決権の行使）①株主は、定款が定めたところにより総会に出席せず書面により議決権を行使することができる。

②会社は、総会の召集通知書に株主が第1項の規定による議決権を行使するのに必要な書面及び参考資料を添付しなければならない。

[本条新設**99・12・31**]

第369条（議決権）①議決権は、1株ごとに1個とする。

②会社が有する自己株式は、議決権がない。

③会社、親会社及び子会社又は子会社が別の会社の発行株式の総数の10分の1を超過する株式を持りいる場合その他の会社が有している会社又は親会社の株式は、議決権がない。<新設84・4・10>

第370条（議決権のない株式）①会社が数種の株式を発行する場合には、定款において利益配当に関する優先的内容がある種類の株式に対して株主に議決権のないものとすることができる。ただし、その株主は、定款に定めた優先的配当を受けないという決議がある総会の次の総会からその優先的配当を受けるという決議がある総会の終了時までは、議決権がある。

②前項の議決権のない株式の総数は、発行株式の総数の4分の1を超過することができない。

第371条（定足数、議決権数の計算）①総会の決議に関しては、議決権のない株主が有する株式の数は、発行株式の総数に算入しない。

②総会の決議に関しては、第368条第4項の規定により行使することができない議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入しない。

第372条（総会の延期、続行の決議）①総会では、会議の続行又は延期の決議をすることができる。

②前項の場合には、第363条の規定を適用しない。

第373条（総会の議事録）①総会の議事には、議事録を作成しなければならない。

②議事録には、議事の経過要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事が記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

第374条（営業譲渡、譲受、賃貸等）①会社が次の行為をする場合は、第434条に定める決議がなければならない。[改正**2001**・7・24]

　1．営業の全部又は重要な一部の譲渡

　2．営業全部の賃貸又は経営委任、他人と営業の損益全部を共にする契約その他これに準ずる契約の締結、変更又は解約

　3．他の会社の営業全部の譲受

　4．会社の営業に重大な影響を及ぼす他の会社の営業一部の譲受

②第1項の行為に関する株主総会の召集の通知又は公告をするときは、第374条の2第1項及び第2項の規定による株式買受請求権の内容及び行使方法を明示しなければならない。<新設95・12・29>

第374条の2（反対株主の株式買取請求権）①第374条の規定による決議事項に反対する株主は、株主総会前に会社に対して書面によりその決議に反対する意思を通知した場合には、その総会の決議日から20日内に株式の種類及び数を記載した書面により会社に対して自己が所有している株式の買取を請求することができる。

②会社は、第1項の請求を受けた日から2月以内にその株式を買取しなければならない。

③第2項の規定による株式の買取価額は、株主と会社間の協議により決定する。[改正**2001**・7・24]

④第1項の請求を受けた日から30日以内に第3項の規定による協議がなされない場合には、会社又は株式の買取を請求した株主は、裁判所に対して買取価額の決定を請求することができる。[改正**2001**・7・24]

⑤裁判所が第4項の規定により株式の買取価額を決定する場合には、会社の財産状態その他の事情を参酌して公正な価額でこれを算定しなければならない。[新設**2001**・7・24]

第375条（事後設立）第374条の規定は、会社がその成立後2年内にその成立前から存在する財産であって営業のために継続して使用しなければならないものを資本の100分の5以上に該当する対価で取得する契約をする場合にこれを準用する。<改正**98・12・28**>

第376条（決議取消の訴）①総会の召集手続又は決議方法が法令又は定款に違反し、又は顕著に不公正なとき又はその決議の内容が定款に違反したときは、株主・理事又は監事は、決議の日から2月内に決議取消の訴を提起することができる。<改正84・4・10、95・12・29>

②第186条から第188条まで、第190条本文及び第191条の規定は、第1項の訴に準用する。<改正95・12・29>

第377条（提訴株主の担保提供義務）①株主が決議取消の訴を提起したときは、裁判所は、会社の請求により相当な担保を提供することを命ずることができる。ただし、その株主が理事又は監事のときは、この限りでない。<改正84・4・10>

②第176条第4項の規定は、第1項の請求に準用する。

第378条（決議取消の登記）決議した事項が登記された場合に決議取消の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地において登記しなければならない。

第379条（裁判所の裁量による請求棄却）決議取消の訴が提起された場合に決議の内容、会社の現況及び諸般事情を参酌してその取消が不当であると認定したときは、裁判所は、その請求を棄却することができる。

第380条（決議無効及び不存在確認の訴）第186条から第188条まで、第190条本文、第191条、第377条及び第378条の規定は、総会の決議の内容が法令に違反したことを理由として決議無効の確認を請求する訴及び総会の召集手続又は決議方法に総会決議が存在するとみなすことができない程度の重大な瑕疵があることを理由として決議不存在の確認を請求する訴にこれを準用する。<改正84・4・10、95・12・29>

第381条（不当決議の取消、変更の訴）①株主が第368条第4項の規定により議決権を行使できなかった場合に決議が顕著に不当であり、その株主が議決権を行使したならばこれを阻止することができたときは、その株主は、その決議の日から2月内に決議の取消の訴又は変更の訴を提起することができる。

②第186条から第188条まで、第190条本文、第191条、第377条及び第378条の規定は、第1項の訴に準用する。<改正**98・12・28**>

第2款　理事及び理事会

第382条（選任、会社との関係）①理事は、株主総会において選任する。

②会社及び理事の関係は、委任に関する規定を準用する。

第382条の2（集中投票）①2人以上の理事の選任を目的とする総会の召集があるときは、議決権なき株式を除く発行株式総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、定款で別に定める場合を除いては、会社に対して集中投票の方法で理事を選任することを請求することができる。

②第1項の請求は、会日の7日前までに書面でこれをしなければならない。

③第1項の請求がある場合に理事の選任決議に関して各株主は、1株ごとに選任する理事の数及び同じ数の議決権を有し、その議決権は、理事候補者1人又は数人に集中して投票する方法で行使することができる。

④第3項の規定による投票の方法で理事を選任する場合には、投票の最多数を得た者から順次、理事に選任されるものとみなす。

⑤第1項の請求がある場合には、議長は、議決に先立ち、そういう請求がある旨を知らせなければならない。

⑥第2項の書面は、総会が終結する時までこれを本店に備置し、株主をして営業時間内に閲覧することができるようにしなければならない。

[本条新設**98・12・28**]

第382条の3（理事の忠実義務）理事は、法令及び定款の規定により会社のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。

[本条新設**98・12・28**]

第382条の4（理事の秘密維持義務）理事は、在任中だけでなく退任後にも職務上知り得た会社の営業上秘密を漏洩してはならない。

[本条新設**2001**・7・24]

第383条（員数、任期）①理事は、3人以上でなければならない。ただし、資本の総額が5億ウォン未満の会社は、1人又は2人とすることができる。<改正**98・12・28**>

②理事の任期は、3年を超えることができない。<改正84・4・10>

③第2項の任期は、定款でその任期中の最終の決算期に関する定期株主総会を終結に至るまで延長することができる。

④第1項但書の規定により理事が1人になった場合には、第302条第2項第5号の2、第317条第2項第3号の2、第335条第1項但書・第2項、第335条の2第1項・第3項、第335条の3第1項・第2項、第335条の7第1項、第340条の3第1項第5号、第356条第6号の2、第397条第1項・第2項、第398条、第416条本文、第461条第1項本文・第3項、第462条の3第1項、第464条の2第1項、第469条、第513条第2項本文及び第516条の2第2項本文（準用なる場合を含む。）中"理事会”は、これをそれぞれ"株主総会"と、第522条の3第1項中"理事会の決議がある時”は、"第363条第1項の規定による株主総会の召集通知がある時"と読み替えるものとする。<新設98・12・2、**99・12・31**>

⑤第1項但書の規定により理事が1人になった場合には、第390条から第392条まで、第393条第2項、第399条第2項、第526条第3項、第527条第4項、第527条の2、第527条の3第1項及び第527条の5第2項の規定は、これを適用しない。<新設**98・12・28**>

⑥第1項但書の規定により理事が1人になった場合には、その理事が会社を代表し、第362条、第363条の2第3項、第366条第1項、第393条第1項及び第412条の3第1項に規定された理事会の機能を担当する。<新設**98・12・28**>

第384条　削除<95・12・29>

第385条（解任）①理事は、いつ又は第434条の規定による株主総会の決議でこれを解任することができる。ただし、理事の任期を定めた場合に正当な理由なくその任期満了前にこれを解任したときは、その理事は、会社に対して解任による損害の賠償を請求することができる。

②理事がその職務に関して不正行為又は法令又は定款に違反した重大な事実があることにもが裁判所と株主総会でその解任を否決したときは、発行株式の総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、総会の決議があった日から1月内にその理事の解任を裁判所に請求することができる。<改正**98・12・28**>

③第186条の規定は、前項の場合に準用する。

第386条（欠員の場合）①法律又は定款に定めた理事の員数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新しく選任された理事が就任するときまで理事の権利義務がある。

②第1項の場合に必要であると認めるときは、裁判所は、理事、監事その他の利害関係人の請求により一時理事の職務を行う者を選任することができる。この場合には、本店の所在地においてその登記をしなければならない。<改正95・12・29>

第387条（資格株）定款において理事が有する株式の数を定めた場合に別段の規定がないときは、理事は、その数の株券を監事に供託しなければならない。

第388条（理事の報酬）理事の報酬は、定款にその額を定めないときは、株主総会の決議でこれを定める。

第389条（代表理事）①会社は、理事会の決議で会社を代表する理事を選定しなければならない。ただし、定款で株主総会においてこれを選定することを定めることができる。

②前項の場合には、数人の代表理事が共同で会社を代表することを定めることができる。

③第208条第2項、第209条、第210条及び第386条の規定は、代表理事に準用する。<改正62・12・12>

第390条（理事会の召集）①理事会は、各理事が召集する。ただし、理事会の決議により召集する理事を定めるときは、この限りでない。

②第1項ただし書の規定により招集権者として指定されない他の理事は、召集権者である理事に理事会招集を要求することができる。召集権者である理事が正当な理由なく理事会招集を拒む場合には、他の理事が理事会を招集することができる。[新設**2001**・7・24]

③理事会を召集する場合は、会日を定め、その1週間前に各理事及び監事に対して通知を発送しなければならない。ただし、その期間は、定款で短縮することができる。

④理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、第3項の手続なくいつでも会議をすることができる。[改正84・4・10、**2001**・7・24]

第391条（理事会の決議方法）①理事会の決議は、理事過半数の出席と出席理事の過半数でしなければならない。ただし、定款でその比率を高く定めることができる。

②定款で別に定める場合を除き、理事会は、理事の全部又は一部が直接会議に出席せず、すべての理事が動映像及び音声を同時に送・受信する通信手段により決議に参加することを許すことができる。この場合、当該理事は、理事会に直接出席したものとみなす。<新設**99・12・31**>

③第368条第4項及び第371条第2項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。[全文改正84・4・10]

第391条の2（監事の理事会出席・意見陳述権）①監事は、理事会に出席して意見を陳述することができる。

②監事は、理事が法令又は定款に違反した行為をし、又はその行為をするおそれがあると認めたときは、理事会にこれを報告しなければならない。

[本条新設84・4・10]

第391条の3（理事会の議事録）①理事会の議事に関しては、議事録を作成しなければならない。

②議事録には、議事の案件、経過要領、その結果、反対する者及びその反対理由を記載して出席した理事及び監事が記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29、**99・12・31**>

③株主は、営業時間内に理事会議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。<新設**99・12・31**>

④会社は、第3項の請求に対して理由を付してこれを拒むことができる。この場合、株主は、裁判所の許可を得て理事会議事録を閲覧又は謄写することができる。<新設**99・12・31**>[本条新設84・4・10]

第392条（理事会の延期・続行）第372条の規定は、理事会に関してこれを準用する。

[全文改正84・4・10]

第393条（理事会の権限）①重要な資産の処分及び譲渡、大規模財産の借入、支配人の選任又は解任及び支店の設置・移転又は廃止等会社の業務執行は、理事会の決議でする。[改正**2001**・7・24]

②理事会は、理事の職務の執行を監督する。

③理事は、代表理事をして他の理事又は被傭者の業務に関して理事会に報告することを要求することができる。[新設**2001**・7・24]

④理事は、3月に1回以上業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。[新設**2001**・7・24]

第393条の2（理事会内委員会）①理事会は、定款が定めたところにより委員会を設置することができる。

②理事会は、次の各号の事項を除いては、その権限を委員会に委任することができる。

　1．株主総会の承認を要する事項の提案

　2．代表理事の選任及び解任

　3．委員会の設置及びその委員の選任及び解任

　4．定款で定める事項

③委員会は、2人以上の理事で構成する。

④委員会は、決議された事項を各理事に通知しなければならない。この場合、これの通知を受けた各理事は、理事会の召集を要求することができ、理事会は、委員会が決議した事項に対してさらに決議することができる。

⑤第386条第1項・第390条・第391条・第391条の3及び第392条の規定は、委員会に官してこれを準用する。

[本条新設**99・12・31**]

第394条（理事及び会社間の訴に関する代表）①会社が理事に対して又は理事が会社に対して訴を提起する場合に監事は、その訴に関して会社を代表する。会社が第403条第1項の請求を受ける場合においても同じである。

②第415条の2の規定による監査委員会の委員が訴の当事者である場合には、監査委員会又は理事は、裁判所に会社を代表する者を選任することを申請しなければならない。<新設**99・12・31**>[全文改正84・4・10]

第395条（表見代表理事の行為及び会社の責任）社長、副社長、専務、常務その他会社を代表する権限があるものと認められるに足りる名称を使用した理事の行為に対しては、その理事が会社を代表する権限がない場合にも会社は、善意の第三者に対してその責任を負う。

第396条（定款等の備置、公示義務）①理事は、会社の定款、株主総会の議事録を本店と支店に、株主名簿、社債原簿を本店に備置しなければならない。この場合、名義改書代理人を置いたときは、株主名簿又は社債原簿又はその複本を名義改書代理人の営業所に備置することができる。<改正84・4・10、**99・12・31**>

②株主及び会社債権者は、営業時間内にいつでも第1項の書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第397条（競業禁止）①理事は、理事会の承認がなければ自己又は第三者の計算で会社の営業部類に属する取引をし、又は同種営業を目的とする他の会社の無限責任社員又は理事となることができない。<改正95・12・29>

②理事が第1項の規定に違反して取引をした場合に、会社は、理事会の決議でその理事の取引が自己の計算で行ったものであるときは、これを会社の計算で行ったものとみなすことができ、第三者の計算で行ったものであるときは、その理事に対してこれによる利得の譲渡を請求することができる。<改正95・12・29>

③第2項の権利は、取引があった日から1年を経過すれば消滅する。<改正95・12・29>

第398条（理事と会社間の取引）理事は、理事会の承認があるときに限り、自己又は第三者の計算で会社及び取引をすることができる。この場合には、民法第124条の規定を適用しない。

第399条（会社に対する責任）①理事が法令又は定款に違反した行為をし、又はその任務を懈怠したときは、その理事は、会社に対して連帯して損害を賠償する責任がある。

②前項の行為が理事会の決議によるものであるときは、その決議に賛成した理事も前項の責任がある。

③前項の決議に参加した理事であって異議を行った記載が議事録にない者は、その決議に賛成したものと推定する。

第400条（会社に対する責任の免除）前条の規定による理事の責任は、総株主の同意により免除することができる。

第401条（第三者に対する責任）①理事が悪意又は重大な過失によりその任務を懈怠したときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害を賠償する責任がある。

②第399条第2項、第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第401条の2（業務執行指示者等の責任）①次の各号の1に該当する者は、その指示し、又は執行した業務に関して第399条・第401条及び第403条の適用においてこれを理事とみなす。

　1．会社に対する自身の影響力を利用して理事に業務執行を指示した者

　2．理事の名前で直接業務を執行した者

　3．理事でないのに名誉会長・会長・社長・副社長・専務・常務・理事その他会社の業務を執行する権限があるものと認められるだけの名称を使用して会社の業務を執行した者

②第1項の場合に会社又は第三者に対して損害を賠償する責任がある理事は、第1項に規定された者及び連帯してその責任を。

[本条新設**98・12・28**]

第402条（差止請求権）理事が法令又は定款に違反した行為をしてこれにより会社に回復することができない損害が発生するおそれがある場合には、監事又は発行株式の総数の100分の1以上に該当する株式を有する株主は、会社のために理事に対してその行為を差し止めることを請求することができる。<改正84・4・10、**98・12・28**>

第403条（株主の代表訴訟）①発行株式の総数の100分の1以上に該当する株式を有する株主は、会社に対して理事の責任を追窮する訴の提起を請求することができる。<改正**98・12・28**>

②第1項の請求は、その理由を記載した書面としなければならない。<改正**98・12・28**>

③会社が前項の請求を受けた日から30日内に訴を提起しなかったときは、第1項の株主は、即時会社のために訴を提起することができる。

④第3項の期間の経過でより会社に回復できない損害が発生するおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず裁判所及び第1項の株主は、直ちに訴を提起することができる。<改正**98・12・28**>

⑤第3項及び第4項の訴を提起した株主の保有株式が提訴後発行株式総数の100分の1未満で減少した場合（発行株式を保有しなくなった場合を除く。）にも提訴の効力には、影響がない。<新設**98・12・28**>

⑥第3項及び第4項の訴を提起した場合、当事者は、裁判所の許可を得なくては、訴の取下げ、請求の放棄・認諾、和解をすることができない。<新設**98・12・28**>

⑦第176条第3項、第4項及び第186条の規定は、本条の訴に準用する。

第404条（代表訴訟及び訴訟参加、訴訟告知）①会社は、前条第3項及び第4項の訴訟に参加することができる。

②前条第3項及び第4項の訴を提起した株主は、訴を提起した後遅滞なく会社に対してその訴訟の告知をしなければならない。

第405条（提訴株主の権利義務）①第403条第3項及び第4項の規定により訴を提起した株主が勝訴したときは、その株主は、会社に対して訴訟費用及びその他訴訟により支出した費用中相当の金額の支払いを請求することができる。この場合、訴訟費用を支払った会社は、理事又は監査に対して求償権がある。[改正62・12・12、**2001**・7・24]

②第403条第3項及び第4項の規定により訴を提起した株主が敗訴したときは、悪意である場合以外には、会社に対して損害を賠償する責任がない。

第415条（準用規定）第382条第2項、第382条の4、第385条、第386条、第388条、第400条、第401条及び第403条から第407条までの規定は、監事に準用する。[改正84・4・10、**2001**・7・24]

第406条（代表訴訟及び再審の訴）①第403条の訴が提起された場合に、原告と被告の共謀により訴訟の目的たる会社の権利を詐害する目的で判決をさせたときは、会社又は株主は、確定した終局判決に対して再審の訴を提起することができる。

②前条の規定は、前項の訴に準用する。

第407条（職務執行停止、職務代行者選任）①理事選任決議の無効や取消又は理事解任の訴が提起された場合には、裁判所は、当事者の申請により仮処分で理事の職務執行を停止することができ、又は職務代行者を選任することができる。急迫した事情があるときは、本案訴訟の提起前にもその処分をすることができる。

②裁判所は、当事者の申請により前項の仮処分を変更又は取り消すことができる。

③前2項の処分があるときは、本店及び支店の所在地においてその登記をしなければならない。

第408条（職務代行者の権限）①前条の職務代行者は、仮処分命令に別段の定めがある場合以外には、会社の常務に属しない行為をすることができない。ただし、裁判所の許可を得た場合には、この限りでない。

②職務代行者が前項の規定に違反した行為をした場合にも会社は、善意の第三者に対して責任を負う。

第3款　監事

第409条（選任）①監事は、株主総会において選任する。

②議決権のない株式を除外した発行株式の総数の100分の3を超過する数の株式を有する株主は、その超過する株式に関して第1項の監事の選任においては、議決権を行使することができない。<改正84・4・10>

③会社は、定款において第2項の比率より低い比率を定めることができる。<新設84・4・10>

第409条の2（監事の解任に関する意見陳述の権利）監事は、株主総会において監事の解任に関して意見を陳述することができる。

[本条新設95・12・29]

第410条（任期）監事の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定期総会の終結時までとする。<改正95・12・29>

[全文改正84・4・10]

第411条（兼任禁止）監事は、会社及び子会社の理事又は支配人その他の使用人の職務を兼ねることができない。<改正95・12・29>

第412条（職務及び報告要求・調査の権限）①監事は、理事の職務の執行を監査する。

②監事は、いつでも理事に対して営業に関する報告を要求し、又は会社の業務及び財産状態を調査することができる。

[全文改正84・4・10]

第412条の2（理事の報告義務）理事は、会社に顕著に損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事にこれを報告しなければならない。

[本条新設95・12・29]

第412条の3（総会の召集請求）①監事は、会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出して臨時総会の召集を請求することができる。

②第366条第2項の規定は、監事が総会を召集する場合にこれを準用する。

[本条新設95・12・29]

第412条の4（子会社の調査権）①親会社の監事は、その職務を遂行するために必要なときは、子会社に対して営業の報告を要求することができる。

②親会社の監事は、第1項の場合に子会社が遅滞なく報告をしないとき又はその報告の内容を確認する必要があるときは、子会社の業務及び財産状態を調査することができる。

③子会社は、正当な理由がない限り第1項の規定による報告又は第2項の規定による調査を拒否することができない。

[本条新設95・12・29]

第413条（調査・報告の義務）監事は、理事が株主総会に提出する議案及び書類を調査して法令又は定款に違反し、又は顕著に不当な事項があるか否かに関して株主総会にその意見を陳述しなければならない。

[全文改正84・4・10]

第413条の2（監査録の作成）①監事は、監査に関して監査録を作成しなければならない。

②監査録には、監査の実施要領及びその結果を記載し、監査を実施した監事が記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

[本条新設84・4・10]

第414条（監事の責任）①監事がその任務を懈怠したときは、その監事は、会社に対して連帯して損害を賠償する責任がある。

②監事が悪意又は重大な過失によりその任務を懈怠したときは、その監事は、第三者に対して連帯して損害を賠償する責任がある。

③監事が会社又は第三者に対して損害を賠償する責任がある場合に理事もその責任があるときは、その監事及び理事は、連帯して賠償する責任がある。

第415条（準用規定）第382条第2項、第385条、第386条、第388条、第400条、第401条及び第403条から第407条までの規定は、監事に準用する。<改正84・4・10>

第415条の2（監査委員会）①会社は、定款が定めたところにより監事に代えて第393条の2の規定による委員会として監査委員会を設置することができる。監査委員会を設置した場合には、監事を置くことができない。

②監査委員会は、第393条の2第3項の規定にかかわらず、3人以上の理事で構成する。ただし、次の各号に該当する者が委員の3分の1を超えることはできない。

　1．会社の業務を担当する理事及び被用者又は選任された日から2年以内に業務を担当した理事及び被用者であった者

　2．最大株主が自然人である場合、本人・配偶者及び直系尊・卑属

　3．最大株主が法人である場合、その法人の理事・監事及び被用者

　4．理事の配偶者及び直系尊・卑属

　5．会社の親会社又は子会社の理事・監事及び被用者

　6．会社及び取引関係等重要な利害関係にある法人の理事・監事及び被用者

　7．会社の理事及び被用者が理事である他の会社の理事・監事及び被用者

③監査委員会の委員の解任に関する理事会の決議は、理事総数の3分の2以上の決議でしなければならない。

④監査委員会は、その決議で委員会を代表する者を選定しなければならない。この場合、数人の委員が共同で委員会を代表することを定めることができる。

⑤監査委員会は、会社の費用で専門家の助力を求めることができる。

⑥第296条・第312条・第367条・第387条・第391条の2第2項・第394条第1項・第400条・第402条から第407条まで・第412条から第414条まで・第447条の3・第447条の4・第450条・第527条の4・第530条の5第1項第9号・第530条の6第1項第10号及び第534条の規定は、監査委員会に関してこれを準用する。この場合、第530条の5第1項第9号及び第530条の6第1項第10号中"監事”は、"監査委員会委員"と読み替えるものとする。

[本条新設**99・12・31**]

第4節　新株の発行

第416条（発行事項の決定）会社がその成立後に株式を発行する場合には、次の事項であって定款に規定がないものは、理事会がこれを決定する。ただし、本法に別段の規定があり、又は定款において株主総会で決定するものと定めた場合には、この限りでない。<改正84・4・10>

　1.新株の種類及び数

　2.新株の発行価額及び払込期日

　3.新株の引受方法

　4.現物出資をする者の姓名及びその目的の財産の種類、数量、価額及びこれに対して付与する株式の種類及び数

　5.株主が有する新株引受権を譲渡することができることに関する事項

　6.株主の請求があるときのみ新株引受権証書を発行するということ及びその請求期間

第417条（額面未満の発行）①会社が成立した日から2年を経過した後に株式を発行する場合には、会社は、第434条の規定による株主総会の決議及び裁判所の認可を得て株式を額面未満の価額で発行することができる。

②前項の株主総会の決議では、株式の最低発行価額を定めなければならない。

③裁判所は、会社の現況及び諸般事情を参酌して最低発行価額を変更して認可することができる。この場合に裁判所は、会社の財産状態その他必要な事項を調査するために検査人を選任することができる。

④第1項の株式は、裁判所の認可を得た日から1月内に発行しなければならない。裁判所は、この期間を延長して認可することができる。

第418条（新株引受権の内容及び配当日の指定・公告）①株主は、その者が有する株式数に従い、新株の配分を受ける権利がある。[改正**2001**・7・24]

②会社は、第1項の規定にかかわらず、定款に定めるところにより株主以外の者に新株を配分することができる。ただし、この場合には、新技術の導入、財務構造の改善等会社の経営上目的を達成するために必要な場合に限る。[新設**2001**・7・24]

③会社は、一定の日を定めてその日に株主名簿に記載された株主が第1項の権利を有する旨及び新株引受権を譲渡することができる場合には、その旨をその日の2週間前に公告しなければならない。ただし、その日が第354条第1項の期間中であるときは、その期間の初日の2週間前にこれを公告しなければならない。

第419条（新株引受権者に対する催告）①会社は、新株の引受権を有する者に対してその引受権を有する株式の種類及び数及び一定の期日までに株式引受の申込みをしなければその権利を失うという趣旨を通知しなければならない。この場合第416条第5号及び第6号に規定した事項の定めがあるときは、その内容も通知しなければならない。

②会社が無記名式の株券を発行したときは、第1項の事項を公告しなければならない。

③第1項の通知又は第2項の公告は、第1項の期日の2週間前にこれをしなければならない。

④第1項の通知又は第2項の公告にもかかわらずその期日まで株式引受の申込みをしないときは、新株の引受権を有する者は、その権利を失う。

[全文改正84・4・10]

第420条（株式申込書）理事は、株式申込書を作成して次の事項を記載しなければならない。<改正84・4・10>

　1.第289条第1項第2号から第4号までに掲げた事項

　2.第302条第2項第7号・第9号及び第10号に掲げた事項

　3.第416条第1号から第4号までに掲げた事項

　4.第417条の規定による株式を発行したときは、その発行条件及び第455条の規定による未償却額

　5.株主に対する新株引受権の制限に関する事項又は特定の第三者にこれを付与することを定めたときは、その事項

　6.株式発行の決議年月日

第420条の2（新株引受権証書の発行）①第416条第5号に規定した事項を定めた場合に会社は、同条第6号の定めるがあるときは、その定めにより、その定めがないときは、第419条第1項の期日の2週間前に新株引受権証書を発行しなければならない。

②新株引受権証書には、次の事項及び番号を記載し、理事が記名捺印しなければならない。又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

　1.新株引受権証書という趣旨の表示

　2.第420条に規定した事項

　3.新株引受権の目的の株式の種類及び数

　4.一定期日まで株式の申込みをしないときは、その権利を失うという趣旨

[本条新設84・4・10]

第420条の3（新株引受権の譲渡）①新株引受権の譲渡は、新株引受権証書の交付によってのみこれを行なう。

②第336条第2項及び小切手法第21条の規定は、新株引受権証書に関してこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第420条の4（新株引受権証書による申込み）①新株引受権証書を発行した場合には、新株引受権証書により株式の申込みをする。この場合には、第302条第1項の規定を準用する。

②新株引受権証書を喪失した者は、株式申込書により株式の申込みをすることができる。ただし、その申込みは、新株引受権証書による申込みがあるときは、その効力を失う。

[本条新設84・4・10]

第421条（株式に対する払込）理事は、新株の引受人をしてその発行した株数により払込期日にその引き受けた各株に対する引受価額の全額を払込させなければならない。

第422条（現物出資の検査）①現物出資をする者がある場合には、理事は、第416条第4号の事項を調査させるために検査人の選任を裁判所に請求しなければならない。この場合、公認された鑑定人の鑑定で検査人の調査に代えることができる。<改正**98・12・28**>

②裁判所は、検査人の調査報告書又は鑑定人鑑定結果を審査し、第1項の事項を不当であると認定したときは、これを変更して理事及び現物出資をした者に通告することができる。<改正**98・12・28**>

③前項の変更に不服がある現物出資をした者は、その株式の引受を取り消すことができる。

④裁判所の通告があった後2週内に株式の引受を取り消した現物出資をした者がないときは、第1項の事項は、通告により変更されたものとみなす。<改正**98・12・28**>

第423条（株主となる時期、払込懈怠の効果）①新株の引受人は、払込又は現物出資の履行をしたときは、払込期日の次の日から株主の権利義務がある。この場合、第350条第3項後段の規定を準用する。<改正84・4・10、95・12・29>

②新株の引受人が払込期日に払込又は現物出資の履行をしなかったときは、その権利を失う。

③第2項の規定は、新株の引受人に対する損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第424条（差止請求権）会社が法令又は定款に違反し、又は顕著に不公正な方法により株式を発行することにより株主が不利益を受けるおそれがある場合には、株主は、会社に対してその発行を差し止めることを請求することができる。

第424条の2（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）①理事と通謀して顕著に不公正な発行価額で株式を引き受けた者は、会社に対して公正な発行価額との差額に相当する金額を支払う義務がある。

②第403条から第406条までの規定は、第1項の支払を請求する訴に関してこれを準用する。

③第1項及び第2項の規定は、理事の会社又は株主に対する損害賠償の責任に影響を及ぼさない。

[本条新設84・4・10]

第425条（準用規定）①第302条第1項、第3項、第303条、第305条第2項、第3項、第306条、第318条及び第319条の規定は、新株の発行に準用する。

②第305条第2項の規定は、新株引受権証書を発行する場合にこれを準用する。<新設84・4・10>

第426条（未償却額の登記）第417条の規定による株式を発行した場合に株式の発行による変更登記には、第455条の規定による未償却額を登記しなければならない。

第427条（引受の無効主張、取消の制限）新株の発行による変更登記をした日から1年を経過した後には、新株を引き受けた者は、株式申込書又は新株引受権証書の要件の欠缺を理由としてその引受の無効を主張し、又は詐欺、強迫又は錯誤を理由として引受を取り消すことができない。その株式に対して株主の権利を行使したときにも同じである。<改正62・12・12、84・4・10>

第428条（理事の引受担保責任）①新株の発行による変更登記があった後にまだ引き受けない株式があり、又は株式引受の申込みが取り消されたときは、理事がこれを共同で引き受けたものとみなす。

②前項の規定は、理事に対する損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第429条（新株発行無効の訴）新株発行の無効は、株主・理事又は監事に限り新株を発行した日から6月内に訴のみによりこれを主張することができる。<改正84・4・10>

第430条（準用規定）第186条から第189条まで・第190条本文・第191条・第192条及び第377条の規定は、第429条の訴に関してこれを準用する。

[全文改正95・12・29]

第431条（新株発行無効判決の効力）①新株発行無効の判決が確定したときは、新株は、将来に対してその効力を失う。

②前項の場合には、会社は、遅滞なくその趣旨及び一定の期間内に新株の株券を会社に提出することを公告し、株主名簿に記載された株主及び質権者に対して各別にその通知をしなければならない。ただし、その期間は、3月以上とする。

第432条（無効判決及び株主への還付）①新株発行無効の判決が確定したときは、会社は、新株の株主に対してその払い込んだ金額を返還しなければならない。

②前項の金額が前条第1項の判決確定時の会社の財産状態に照らして顕著に不当なときは、裁判所は、会社又は前項の株主の請求によりその金額の増減を命ずることができる。

③第339条及び第340条第1項、第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

第5節　定款の変更

第433条（定款変更の方法）①定款の変更は、株主総会の決議によらなければならない。

②定款の変更に関する議案の要領は、第363条の規定による通知及び公告に記載しなければならない。

第434条（定款変更の特別決議）第433条第1項の決議は、出席した株主の議決権の3分の2以上の数及び発行株式総数の3分の1以上の数としなければならない。

[全文改正95・12・29]

第435条（種類株主総会）①会社が数種の株式を発行した場合に定款を変更することによりある種類の株主に損害を及ぼすこととなるときは、株主総会の決議以外にその種類の株主の総会の決議がなければならない。

②第1項の決議は、出席した株主の議決権の3分の2以上の数及びその種類の発行株式総数の3分の1以上の数でなければならない。<改正95・12・29>

③株主総会に関する規定は、議決権のない種類の株式に関することを除外し第1項の総会に準用する。

第436条（同前）前条の規定は、第344条第3項の規定により株式の種類により特殊な定めをする場合及び株式交換、株式移転及び会社の合併によりある種類の株主に損害を及ぼすこととなる場合に準用する。[改正**2001**・7・24]

第437条　削除<95・12・29>

第6節　資本の減少

第438条（資本減少の決議）①資本の減少には、第434条の規定による決議がなければならない。

②資本の減少に関する議案の要領は、第363条の規定による通知及び公告に記載しなければならない。

第439条（資本減少の方法、手続）①資本減少の決議においては、その減少の方法を定めなければならない。

②第232条の規定は、資本減少の場合に準用する。<改正84・4・10>

③社債権者が異議をするには、社債権者集会の決議がなければならない。この場合には、裁判所は、利害関係人の請求により社債権者のために異議の期間を延長することができる。

第440条（株式併合の手続）株式を併合する場合には、会社は、1月以上の期間を定めてその趣旨及びその期間内に株券を会社に提出することを公告し、株主名簿に記載された株主及び質権者に対しては、各別にその通知をしなければならない。<改正95・12・29>

第441条（同前）株式の併合は、前条の期間が満了したときその効力が生じる。ただし、第232条の規定による手続が終了しないときは、その終了した時に効力が生じる。

第442条（新株券の交付）①株式を併合する場合に旧株券を会社に提出することができない者があるときは、会社は、その者の請求により3月以上の期間を定めて利害関係人に対してその株券に対する異議があればその期間内に提出すべき趣旨を公告してその期間が経過した後に新株券を請求者に交付することができる。

②前項の公告の費用は、請求者の負担とする。

第443条（端株の処理）①併合に適合しない数の株式があるときは、その併合に適当しない部分に対して発行した新株を競売して各株数によりその代金を従前の株主に支払わなければならない。ただし、取引所の相場のある株式は、取引所を通じて売却し、取引所の相場のない株式は、裁判所の許可を受けて競売以外の方法により売却することができる。<改正84・4・10>

②第442条の規定は、第1項の場合に準用する。

第444条（同前）前条の規定は、無記名式の株券であって第440条の規定による提出がないものに準用する。

第445条（減資無効の訴）資本減少の無効は、株主・理事・監事・清算人・破産管財人又は資本減少を承認しない債権者に限り資本減少による変更登記があった日から6月内に訴のみにより主張することができる。<改正84・4・10>

第446条（準用規定）第186条から第189条まで・第190条本文・第191条・第192条及び第377条の規定は、第445条の訴に関してこれを準用する。

[全文改正95・12・29]

第7節　会社の計算

第447条（財務諸表の作成）理事は、毎決算期に次の書類及びその附属明細書を作成して理事会の承認を得なければならない。

　1.貸借対照表

　2.損益計算書

　3.利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

[全文改正84・4・10]

第447条の2（営業報告書の作成）①理事は、毎決算期に営業報告書を作成して理事会の承認を得なければならない。

②営業報告書には、大統領令が定めるところにより営業に関する重要な事項を記載しなければならない。

[本条新設84・4・10]

第447条の3（財務諸表等の提出）理事は、定期総会会日の6週間前に第447条及び第447条の2の書類を監事に提出しなければならない。

[本条新設84・4・10]

第447条の4（監査報告書）①監事は、第447条の3の書類を受けた日から4週間内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

②第1項の監査報告書には、次の事項を記載しなければならない。

　1.監査方法の概要

　2.会計帳簿に記載する事項の記載がなく、又は不実記載された場合又は貸借対照表又は損益計算書の記載が会計帳簿の記載と合致しない場合には、その趣旨

　3.貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款により会社の財産及び損益状態を正確に表示している場合には、その趣旨

　4.貸借対照表又は損益計算書が法令又は定款に違反して会社の財産及び損益状態が正確に表示されない場合には、その趣旨及び事由

　5.貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針の変更が妥当であるか否か及びその理由

　6.営業報告書が法令及び定款により会社の状況を正確に表示していているか否か

　7.利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書が法令及び定款に適合しているか否か

　8.利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書が会社財産の状態その他の事情に照らして顕著に不当な場合には、その趣旨

　9.第447条の附属明細書に記載する事項の記載がなく、又は不実記載された場合又は会計帳簿・貸借対照表・損益計算書又は営業報告書の記載が合致しない記載がある場合には、その趣旨

　10.理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令又は定款の規定に違反する重大な事実がある場合には、その事実

　11.監査をするために必要な調査をすることができなかった場合には、その趣旨及び事由

[本条新設84・4・10]

第448条（財務諸表等の備置・公示）①理事は、定期総会会日の1週間前から第447条及び第447条の2の書類及び監査報告書を本店に5年間、その謄本を支店に3年間備置しなければならない。

<改正62・12・12、84・4・10>

②株主及び会社債権者は、営業期間内にいつでも第1項の備置書類を閲覧することができ、会社が定めた費用を支払い、その書類の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第449条（財務諸表等の承認・公告）①理事は、第447条各号に規定した書類を定期総会に提出してその承認を要求しなければならない。<改正84・4・10>

②理事は、第447条の2の書類を定期総会に提出してその内容を報告しなければならない。<新設84・4・10>

③理事は、第1項の書類に対する総会の承認を得たときは、遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

第450条（理事、監事の責任解除）定期総会で前条第1項の承認をした後2年内に別段の決議がなければ会社は、理事及び監事の責任を解除したものとみなす。ただし、理事又は監事の不正行為に対しては、この限りでない。

第451条（資本）会社の資本は、本法に別段の規定がある場合以外には、発行株式の額面総額とする。

第452条（資産の評価方法）会社の会計帳簿に記載される資産は、第31条第2号の規定を適用する他に次の方法により評価しなければならない。<改正84・4・10>

　1.流動資産は、取得価額又は製作価額による。ただし、時価が取得価額又は製作価額より顕著に低いときは、時価によらなければならない。

　2.削除<84・4・10>

　3.金銭債権は、債権金額による。ただし、債権を債権金額より低い価額で取得したとき又はこれに準ずる場合には、相当な減額をすることができる。取立不能のおそれがある債権は、その予想額を減額しなければならない。

　4.取引所の相場のある社債は、決算期前1月の平均価格により、その相場のない社債は、取得価額による。ただし、取得価額と社債の金額が異なるときは、相当な増額又は減額をすることができる。取立不能のおそれがある社債には、第3号後段の規定を準用する。社債に準ずるものも同様である。

　5.取引所の相場のある株式は、取得価額による。ただし、決算期前1月の平均価格が取得価額より低いときは、その時価による。取引その他の必要上長期間保有する目的で取得した株式は、取引所の相場の有無にかかわらず取得価額による。ただし、発行会社の財産状態が顕著に悪化したときは、相当な減額をしなければならない。有限会社その他に対する出資の評価についても同じである。

　6.営業権は、有償で承継取得した場合に限り取得価額を記載することができる。この場合には、営業権を取得した後5年内の毎決算期に均等額以上を償却しなければならない。

第453条（創業費の計上）①第290条第4号の規定による支出額及び設立登記に支出した税額は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②前項の計上金額は、会社成立後又は開業前に利子を配当することを定めたときは、その配当を終えた後5年内の毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

第453条の2（開業費の計上）①開業の準備のために支出した金額は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②第1項の計上金額は、開業後3年内の毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

[本条新設95・12・29]

第454条（新株発行費用の計上）①新株を発行した場合には、その発行に必要な費用の額は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②前項の計上金額は、新株発行後3年内の毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

第455条（額面未満金額の計上）①第417条の規定により株式を発行した場合には、額面未満金額の総額は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②前項の計上金額は、株式発行後3年内の毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

第456条（社債差額の計上）①社債を募集した場合にその償還する総額がその募集による実収額を超過したときのその差額は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②前項の計上金額は、社債償還期間内の毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

③第454条の規定は、社債発行に必要な費用の額に準用する。

第457条（配当建設利子の計上）①第463条の規定により配当した金額は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②前項の計上金額は、開業後年6分以上の利益を配当する場合には、その6分を超過した金額と同額以上の償却をしなければならない。

第457条の2（研究開発費の計上）①新製品又は新技術の研究又は開発と関連して特別に発生した費用は、貸借対照表資産の部に計上することができる。

②第1項の計上金額は、その支出後5年内の毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

[本条新設95・12・29]

第458条（利益準備金）会社は、その資本の2分の1に達するときまで毎決算期の金銭による利益配当額の10分の1以上の金額を利益準備金として積み立てなければならない。<改正84・4・10>

第459条（資本準備金）①会社は、次の金額を資本準備金として積み立てなければならない。[改正84・4・10、98・12・28、**2001**・7・24]

　1．額面以上の株式を発行したときは、その額面を超過した金額

　1の2．株式の包括的交換をした場合には、第360条の7に規定する資本増加の限度額が完全親会社の増加した資本額を超過した場合のその超過額

　1の3．株式の包括的移転をした場合には、第360条の18に規定する資本の限度額が設立された完全親会社の資本額を超過した場合のその超過額

　2．資本減少の場合に、その減少額が株式の消却、株金の返還に要する金額及び欠損の填補に充当した金額を超過したときは、その超過金額

　3．会社合併の場合に、消滅した会社から承継した財産の価額がその会社から承継した債務額、その会社の株主に支払った金額及び合併後存続する会社の資本増加額又は合併により設立された会社の資本額を超過したときは、その超過金額

　3の2．第530条の2の規定による分割又は分割合併により設立された会社又は存続する会社に出資された財産の価額が出資した会社から承継した債務額、出資した会社の株主に支払った金額及び設立された会社の資本額又は存続する会社の資本増加額を超過したときは、その超過金額

　4．その他資本取引から発生した剰余金

②第1項第3号の超過金額中合併により消滅する会社の利益準備金その他法定準備金は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社がこれを承継することができる。<新設95・12・29>

第460条（法定準備金の使用）①前2条の準備金は、資本の欠損填補に充当する場合以外には、これを処分することができない。

②利益準備金により資本の欠損の填補に充当しても不足する場合でなければ資本準備金によりこれに充当することができない。

第461条（準備金の資本組入）①会社は、理事会の決議により準備金の全部又は一部を資本に組み入れることができる。ただし、定款において株主総会で決定すると定めた場合には、この限りでない。

②第1項の場合には、株主に対してその者が有する株式の数に従い株式を発行しなければならない。この場合、1株に達しない端数に対しては、第443条第1項の規定を準用する。

③第1項の理事会の決議があったときは、会社は、一定の日を定めてその日に株主名簿に記載された株主が第2項の新株の株主となるという趣旨をその日の2週間前に公告しなければならない。ただし、その日が第354条第1項の期間中であるときは、その期間の初日の2週間前にこれを公告しなければならない。

④第1項但書の場合に株主は、株主総会の決議があったときから第2項の新株の株主となる。

⑤第3項又は第4項の規定により新株の株主となったときは、理事は、遅滞なく新株を受けた株主及び株主名簿に記載された質権者に対してその株主が受けた株式の種類及び数を通知し、無記名式の株券を発行した場合には、第1項の決議の内容を公告しなければならない。

⑥第350条第3項後段の規定は、第1項の場合にこれを準用する。<新設95・12・29>

⑦第339条の規定は、第2項の規定により株式の発行がある場合にこれを準用する。

[全文改正84・4・10]

第462条（利益の配当）①会社は、貸借対照表上の純資産額から次の金額を控除した額を限度として利益配当をすることができる。[改正**2001**・7・24]

　1．資本の額

　2．その決算期までに積み立てられた資本準備金と利益準備金の合計額

　3．その決算期に積み立てなければならない利益準備金の額

②前項の規定に違反して利益を配当したときは、会社債権者は、これを会社に返還すべきことを請求することができる。

③第186条の規定は、前項の請求に関する訴に準用する。

第462条の2（株式配当）①会社は、株主総会の決議により利益の配当を新しく発行する株式により行うことができる。ただし、株式による配当は、利益配当総額の2分の1に相当する金額を超過することができない。

②第1項の配当は、株式の券面額とし、会社が数種の株式を発行したときは、各々それと同じ種類の株式とすることができる。<改正95・12・29>

③株式で配当する利益の金額中株式の券面額に達しない端数があるときは、その部分に対しては、第443条第1項の規定を準用する。<改正95・12・29>

④株式で配当を受けた株主は、第1項の決議がある株主総会が終結したときから新株の株主となる。この場合、第350条第3項後段の規定を準用する。<改正95・12・29>

⑤理事は、第1項の決議があるときは、遅滞なく配当を受ける株主及び株主名簿に記載された質権者にその株主が受ける株式の種類及び数を通知し、無記名式の株券を発行したときは、第1項の決議の内容を公告しなければならない。

⑥第340条第1項の質権者の権利は、第1項の規定による株主が受ける株式に及ぶ。この場合第340条第3項の規定を準用する。

[本条新設84・4・10]

第462条の3（中間配当）①年1回の決算期を定めた会社は、営業年度中1回に限り理事会の決議で一定の日を定めてその日の株主に対して金銭で利益を配当（以下この条において"中間配当"という。）することができることを定款に定めることができる。

②中間配当は、直前決算期の貸借対照表上の純資産額から次の各号の金額を控除した額を限度とする。[改正**2001**・7・24]

　1．直前決算期の資本の額

　2．直前決算期まで積み立てられた資本準備金と利益準備金の合計額

　3．直前決算期の定期総会において利益として配当し、又は支払うものと定めた金額

　4．中間配当により当該決算期に積み立てなけらばならない利益準備金

③会社は、当該決算期の貸借対照表上の純資産額が第462条第1項各号の金額の合計額に達することができないおそれがあるときは、中間配当をしてはならない。[改正**2001**・7・24]

④当該決算期貸借対照表上の純資産額が第462条第1項各号の金額の合計額に達することができないにもかかわらず、中間配当をした場合、理事は、会社に対して連帯してその差額（配当額がその差額より少ない場合には、配当額）を賠償する責任がある。ただし、理事が第3項のおそれがないと判断する場合において、注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。[改正**2001**・7・24]

⑤第340条第1項、第344条第1項、第350条第3項（第423条第1項、第516条第2項及び第516条の9において準用する場合を含む。以下この項において同じである。）、第354条第1項、第370条第1項、第457条第2項、第458条、第464条及び第625条第3号の規定の適用に関しては、中間配当を第462条第1項の規定による利益の配当と、第350条第3項の規定の適用に関しては、第1項の一定の日を営業年度末とみなす。

⑥第399条第2項・第3項及び第400条の規定は、第4項の理事の責任に関して、第462条第2項及び第3項の規定は、第3項の規定に違反して中間配当をした場合にこれを準用する。

第463条（建設利子の配当）①会社は、その目的の事業の性質により会社の成立後2年以上その営業全部を開始することができないと認定したときは、定款において一定の株式に対してその開業前一定の期間内に一定の利子をその株主に配当することができることを定めることができる。ただし、その利率は、年5分を超過することができない。

②前項の定款の規定又はその変更は、裁判所の認可を得なければならない。

第464条（利益等の配当の基準）利益又は利子の配当は、各株主が有する株式の数に従い支払う。ただし、第344条第1項の規定を適用する場合には、この限りでない。

第464条の2（配当金支給時期）①会社は、第464条の規定による配当金を第449条第1項の承認又は第462条の3第1項の決議があった日から1月以内に支給しなければならない。ただし、第449条第1項の総会又は第462条の3第1項の理事会で配当金の支給時期を別に定めた場合には、この限りでない。<改正95・12・29、**98・12・28**>

②第1項の配当金の支給請求権は、5年間早い行使しあっていやすれば消滅時効が完成する。[本条新設84・4・10]

第465条　削除<84・4・10>

第466条（株主の会計帳簿閲覧権）①発行株式の総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、理由を付した書面で会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができる。<改正**98・12・28**>

②会社は、第1項の株主の請求が不当であることを証明しなければこれを拒否することができない。<改正**98・12・28**>

第467条（会社の業務、財産状態の検査）①会社の業務執行に関して不正行為又は法令又は定款に違反した重大な事実があることを疑う事由があるときは、発行株式の総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、会社の業務及び財産状態を調査させるために裁判所に検査人の選任を請求することができる。<改正**98・12・28**>

②検査人は、その調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

③裁判所は、第2項の報告により必要であると認定したときは、代表理事に株主総会の召集を命ずることができる。第310条第2項の規定は、この場合に準用する。<改正62・12・12、95・12・29>

④理事及び監事は、遅滞なく第3項の規定による検査人の報告書の正確か否かを調査し、これを株主総会に報告しなければならない。<新設95・12・29>

第467条の2（利益供与の禁止）①会社は、何人に対しても株主の権利行使と関連して財産上の利益を供与することができない。

②会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益を供与した場合には、株主の権利行使と関連してこれを供与したものと推定する。会社が特定の株主に対して有償で財産上の利益を供与した場合において会社が得た利益が供与した利益に比べて顕著に少ないときもまた同じである。

③会社が第1項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、その利益の供与を受けた者は、これを会社に返還しなければならない。この場合、会社に対して対価を支払ったものがあるときは、その返還を受けることができる。

④第403条から第406条までの規定は、第3項の利益の返還を請求する訴に対してこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第468条（使用人の優先弁済権）身元保証金の返還を受ける債権その他会社及び使用人間の雇傭関係による債権がある者は、会社の総財産に対して優先弁済を受ける権利がある。ただし、質権又は抵当権に優先することができない。

第8節　社債

第1款　通則

第469条（社債の募集）会社は、理事会の決議により社債を募集することができる。

第470条（総額の制限）①社債の総額は、最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額の4倍を超過することができない。<改正95・12・29>

②削除<95・12・29>

③旧社債を償還するために社債を募集する場合には、旧社債の額は、社債の総額に算入しない。この場合には、新社債の払込期日、数回に分納するときは、第1回の払込期日から6月内に旧社債を償還しなければならない。

第471条（社債募集の制限）会社は、前に募集した社債の総額の払込が完了した後でなければ更に社債を募集することができない。

第472条（社債の金額）①各社債の金額は、1万ウォン以上としなければならない。<改正84・4・10>

②同一種類の社債においては、各社債の金額は、均一又は最低額で整除することができるものでなければならない。

第473条（券面額超過償還の制限）社債権者に償還する金額が券面額を超過することを定めたときは、その超過額は、各社債に対して同率でなければならない。

第474条（公募発行、社債申込書）①社債の募集に応じようとする者は、社債申込書2通にその引き受ける社債の数及び住所を記載し、記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

②社債申込書は、理事がこれを作成し、次の事項を記載しなければならない。

<改正84・4・10、95・12・29>

　1.会社の商号

　2.資本及び準備金の総額

　3.最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額

　4.社債の総額

　5.各社債の金額

　6.社債発行の価額又はその最低価額

　7.社債の利率

　8.社債の償還及び利子支払の方法及び期限

　9.社債を数回に分納することを定めたときは、その分納金額及び時期

　10.債券を記名式又は無記名式に限したときは、その趣旨

　11.前に募集した社債があるときは、その償還しない金額

　12.旧社債を償還するために第470条第1項の制限を超過して社債を募集するときは、その趣旨

　13.社債募集の委託を受けた会社があるときは、その商号と住所

　14.第13号の委託を受けた会社がその募集額が総額に達することができない場合にその残額を引き受けることを約定したときは、その趣旨

　15.名義書換代理人を置いたときは、その姓名・住所及び営業所

③社債発行の最低価額を定めた場合には、応募者は、社債申込書に応募価額を記載しなければならない。

第475条（総額引受の方法）前条の規定は、契約により社債の総額を引き受ける場合には、これを適用しない。社債募集の委託を受けた会社が社債の一部を引受する場合には、その一部に対しても同じである。

第476条（払込）①社債の募集が完了したときは、理事は、遅滞なく引受人に対して各社債の全額又は第1回の払込をさせなければならない。

②社債募集の委託を受けた会社は、その名義で委託会社のために第474条第2項及び前項の行為をすることができる。

第477条　削除<84・4・10>

第478条（債券の発行）①債券は、社債全額の払込が完了した後でなければこれを発行することができない。

②債券には、次の事項を記載し代表理事が記名捺印又は署名しなければならない。<改正66・12・12、95・12・29>

　1.債券の番号

　2.第474条第2項第1号、第4号、第5号、第7号、第8号、第10号及び第13号に掲げた事項

第479条（記名社債の移転）①記名社債の移転は、取得者の姓名及び住所を社債原簿に記載し、その姓名を債券に記載しなければ会社その他第三者に対抗することができない。

②第337条第2項の規定は、記名社債の移転に対してこれを準用する。<新設84・4・10>

第480条（記名式、無記名式間の転換）社債権者は、いつでも記名式の債券を無記名式に、無記名式の債券を記名式とすることを会社に請求することができる。ただし、債券を記名式又は無記名式に限ることと定めたときは、この限りでない。

第481条（受託会社の辞任）社債募集の委託を受けた会社は、社債を発行した会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。やむを得ない事由がある場合に裁判所の許可を得たときも同じである。

第482条（受託会社の解任）社債募集の委託を受けた会社がその事務を処理するのに不適任であり、又はその他正当な事由があるときは、裁判所は、社債を発行する会社又は社債権者集会の請求によりこれを解任することができる。<改正62・12・12>

第483条（受託会社の事務承継者）①前2条の場合に社債募集の委託を受けた会社がなくなったときは、社債を発行した会社及び社債権者集会の一致によりその事務の承継者を定めることができる。

②やむを得ない事由があるときは、利害関係人は、事務承継者の選任を裁判所に請求することができる。

第484条（受託会社の権限）①社債募集の委託を受けた会社は、社債権者のために社債の償還を受けるのに必要な裁判上又は裁判外のすべての行為をする権限がある。

②前項の会社が社債の償還を受けたときは、遅滞なくその趣旨を公告し、知っている社債権者に対しては、各別にこれを通知しなければならない。

③前項の場合に社債権者は、債券と引換えに償還額の支払を請求することができる。

第485条（2以上の受託会社がある場合の権限、義務）①社債募集の委託を受けた会社が2以上あるときは、その権限に属する行為は、共同でしなければならない。

②前項の場合に各会社は、社債権者に対して連帯して償還額を支払う義務がある。

第486条（利券欠缺の場合）①利券ある無記名式の社債を償還する場合に利券が欠缺したときは、その利券に相当する金額を償還額から控除する。

②前項の利券所持人は、いつでもその利券と引換えに控除額の支払を請求することができる。

第487条（元利請求権の時効）①社債の償還請求権は、10年間行使しなければ消滅時効が完成する。

②第484条第3項の請求権も前項と同じである。

③社債の利子及び前条第2項の請求権は、5年間行使しなければ消滅時効が完成する。

第488条（社債原簿）会社は、社債原簿を作成し、次の事項を記載しなければならない。

　1.社債権者の姓名及び住所

　2.債券の番号

　3.第474条第2項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第13号に掲げた事項

　4.各社債の払込金額及び払込年月日

　5.債券の発行年月日

　6.各社債の取得年月日

　7.無記名式の債券を発行したときは、その種類、数、番号及び発行年月日

第489条（準用規定）①第353条の規定は、社債応募者又は社債権者に対する通知及び催告に準

用する。

②第333条の規定は、社債が数人の共有に属する場合に準用する。

第2款　社債権者集会

第490条（決議事項）社債権者集会は、本法に別段の規定がある場合以外には、裁判所の許可を得て社債権者の利害に重大な関係がある事項に関して決議をすることができる。

第491条（召集権者）①社債権者集会は、社債を発行した会社又は社債募集の委託を受けた会社が召集する。

②社債総額の10分の1に該当する社債権者は、会議の目的の事項及び召集の理由を記載した書面を前項の会社に提出して社債権者集会の召集を請求することができる。

③第366条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

④無記名式の債券を有する者は、その債券を供託しなければ前2項の権利を行使することができない。

第492条（議決権）①各社債権者は、社債の最低額ごとに1個の議決権がある。

②無記名式の債券を有する者は、会日から1週間前に債券を供託しなければその議決権を行使することができない。

第493条（社債発行会社又は受託会社の代表者の出席）①社債を発行した会社又は社債募集の委託を受けた会社は、その代表者を社債権者集会に出席させ、又は書面で意見を提出することができる。

②社債権者集会の召集は、前項の会社に通知しなければならない。

③第363条第1項及び第2項の規定は、前項の通知に準用する。

第494条（社債発行会社の代表者の出席請求）社債権者集会又はその召集者は、必要であると認めるときは、社債を発行した会社に対してその代表者の出席を請求することができる。

第495条（決議の方法）①第434条の規定は、社債権者集会の決議に準用する。

②第481条から第483条まで及び前条の同意又は請求は、前項の規定にかかわらず、出席した社債権者の議決権の過半数で決定することができる。

第496条（決議の認可の請求）社債権者集会の召集者は、決議した日から1週間内に決議の認可を裁判所に請求しなければならない。

第497条（決議の不認可の事由）①裁判所は、次の場合には、社債権者集会の決議を認可することができない。

　1.社債権者集会召集の手続又はその決議方法が法令又は社債募集の計画書の記載に違反したとき

　2.決議が不当な方法により成立するようになったとき

　3.決議が顕著に不公正なとき

　4.決議が社債権者の一般の利益に反するとき

②前項第1号及び第2号の場合には、裁判所は、決議の内容その他すべての事情を参酌して決議を認可することができる。

第498条（決議の効力）①社債権者集会の決議は、裁判所の認可を得ることによりその効力が生じる。

②社債権者集会の決議は、総社債権者に対してその効力がある。

第499条（決議の認可、不認可の公告）社債権者集会の決議に対して認可又は不認可の決定があったときは、社債を発行した会社は、遅滞なくその趣旨を公告しなければならない。

第500条（社債権者集会の代表者）①社債権者集会は、社債総額の500分の1以上を有する社債権者中で1人又は数人の代表者を選任してその決議する事項の決定を委任することができる。

②代表者が数人のときは、前項の決定は、その過半数とする。

第501条（決議の執行）社債権者集会の決議は、社債募集の委託を受けた会社、社債募集の委託を受けた会社がないときは、前条の代表者が執行する。ただし、社債権者集会の決議で別に執行者を定めたときは、この限りでない。

第502条（数人の代表者、執行者がある場合）第485条第1項の規定は、代表者又は執行者が数人の場合に準用する。

第503条（社債償還に関する決議の執行）第484条、第485条第2項及び第487条第2項の規定は、代表者又は執行者が社債の償還に関する決議を執行する場合に準用する。

第504条（代表者、執行者の解任等）社債権者集会は、いつでも代表者又は執行者を解任し、又は委任した事項を変更することができる。

第505条（期限の利益の喪失）①会社が社債の利子の支払を懈怠したとき又は定期に社債の一部を償還しなければならない場合にその償還を懈怠したときは、社債権者集会の決議により会社に対して一定の期間内にその弁済をしなければならずあるという趣旨及びその期間内に弁済をしないときは、社債の総額に関して期限の利益を失うという趣旨を通知することができる。ただし、その期間は、2月を下ってはならない。

②前項の通知は、書面によりしなければならない。

③会社が第1項の期間内に弁済をしないときは、社債の総額に関して期限の利益を失う。

第506条（期限利益喪失の公告、通知）前条の規定により会社が期限の利益を失ったときは、前条第1項の決議を執行する者は、遅滞なくその趣旨を公告し、知っている社債権者に対しては、各別にこれを通知しなければならない。

第507条（受託会社等の報酬、費用）①社債募集の委託を受けた会社、代表者又は執行者に対して与える報酬及びその事務処理に要する費用は、社債を執行した会社及びの契約に約定がある場合以外には、裁判所の許可を得て会社をしてこれを負担させることができる。<改正62・12・12>

②社債募集の委託を受けた会社、代表者又は執行者は、償還を受けた金額から社債権者に優先して前項の報酬及び費用の弁済を受けることができる。

第508条（社債権者集会の費用）①社債権者集会に関する費用は、社債を発行した会社が負担する。

②第496条の請求に関する費用は、会社が負担する。ただし、裁判所は、利害関係人の申請により又は職権でその全部又は一部に関して別に負担者を定めることができる。

第509条（数種の社債ある場合の社債権者集会）数種の社債を発行した場合には、社債権者集会は、各種の社債に関してこれを召集しなければならない。

第510条（準用規定）①第363条、第368条第3項、第4項、第369条第2項及び第371条から第373条までの規定は、社債権者集会に準用する。

②社債権者集会の議事録は、社債を発行した会社がその本店に備置しなければならない。

③社債募集の委託を受けた会社及び社債権者は、営業時間内にいつでも前項の議事録の閲覧を請求することができる。

第511条（受託会社による取消の訴）①会社がある社債権者に対してした弁済、和解その他の行為が顕著に不公正なときは、社債募集の委託を受けた会社は、訴のみでその行為の取消を請求することができる。

②前項の訴は、社債募集の委託を受けた会社が取消の原因の事実を知ったときから6月、行為があったときから1年内に提起しなければならない。

③第186条及び民法第406条第1項但書及び第407条の規定は、第1項の訴に準用する。

第512条（代表者等による取消の訴）社債権者集会の決議があるときは、代表者又は執行者又は前条第1項の訴を提起することができる。ただし、行為があったときから1年内に限る。

第3款　転換社債

第513条（転換社債の発行）①会社は、転換社債を発行することができる。

②第1項の場合に次の事項であって定款に規定がないものは、理事会がこれを決定する。ただし、定款で株主総会でこれを決定するものと定めた場合には、この限りでない。

　1．転換社債の総額

　2．転換の条件

　3．転換により発行する株式の内容

　4．転換を請求することができる期間

　5．株主に転換社債の引受権を付与する旨及び引受権の目的である転換社債の額

　6．株主以外の者に転換社債を発行すること及びこれに対し発行する転換社債の額

③株主以外の者に対して転換社債を発行する場合に、その発行することができる転換社債の額、転換の条件、転換により発行する株式の内容及び転換を請求することができる期間に関して定款に規定がなければ第434条の決議でこれを定めなければならない。この場合、第418条第2項ただし書の規定を準用する。[改正**2001**・7・24]

④第3項の決議において転換社債の発行に関する議案の要領は、第363条の規定による通知及び公告に記載しなければならない。

[全文改正84・4・10]

第513条の2（転換社債の引受権を有する株主の権利）①転換社債の引受権を有する株主は、その者が有する株式の数に従い転換社債の発行を受ける権利がある。ただし、各転換社債の金額中最低額に達しない端数に対しては、この限りでない。

②第418条第2項の規定は、株主が転換社債の引受権を有する場合にこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第513条の3（転換社債の引受権を有する株主に対する催告）①株主が転換社債の引受権を有する場合には、各株主に対してその引受権を有する転換社債の額、発行価額、転換の条件、転換により発行する株式の内容、転換を請求することができる期間及び一定の期日までに転換社債の申込みをしなければその権利を失うという趣旨を通知しなければならない。

②第419条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合にこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第514条（転換社債発行の手続）①転換社債に関しては、社債申込書、債券及び社債原簿に次の事項を記載しなければならない。<改正95・12・29>

　1.社債を株式に転換することができるという趣旨

　2.転換の条件

　3.転換により発行する株式の内容

　4.転換を請求することができる期間

　5.株式の譲渡に関して理事会の承認を得るように定めたときは、その規定

②削除<84・4・10>

第514条の2（転換社債の登記）①会社が転換社債を発行したときは、第476条の規定による払込が完了した日から2週間内に本店の所在地において転換社債の登記をしなければならない。<改正95・12・29>

②第1項の規定により登記すべき事項は、次の各号の通りである。

　1.転換社債の総額

　2.各転換社債の金額

　3.各転換社債の払込金額

　4.第514条第1号から第4号までに定めた事項

③第183条の規定は、第2項の登記に対してこれを準用する。

④外国において転換社債を募集した場合に、登記すべき事項が外国で生じたときは、登記期間は、その通知が到達した日から起算する。

[本条新設84・4・10]

第515条（転換の請求）①転換を請求する者は、請求書2通に債券を添附して会社に提出しなければならない。

②第1項の請求書には、転換しようとする社債及び請求の年月日を記載し、記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

第516条（準用規定）①第346条第2項、第424条及び第424条の2の規定は、転換社債の発行の場合にこれを準用する。

②第339条、第348条、第350条及び第351条の規定は、社債の転換の場合にこれを準用する。<改正95・12・29>

[全文改正84・4・10]

第4款　新株引受権附社債

第516条の2（新株引受権附社債の発行）①会社は、新株引受権附社債を発行することができる。

②第1項の場合に次の事項であって定款に規定がないものは、理事会が決定する。ただし、定款において株主総会でこれを決定するよう定めた場合には、この限りでない。

　1.新株引受権附社債の総額

　2.各新株引受権附社債に付与された新株引受権の内容

　3.新株引受権を行使することができる期間

　4.新株引受権のみを譲渡することができることに関する事項

　5.新株引受権を行使しようという者の請求があるときは、新株引受権附社債の償還に代えてその発行価額で第516条の8第1項の払込があるものとみなすという趣旨

　6.削除<95・12・29>

　7.株主に新株引受権附社債の引受権を与えるという趣旨及び引受権の目的の新株引受権附社債の額

　8.株主外の者に新株引受権附社債を発行すること及びこれに対し発行する新株引受権附社債の額

③各新株引受権附社債に付与された新株引受権の行使により発行する株式の発行価額の合計額は、各新株引受権附社債の金額を超過することができない。

④株主以外の者に対して新株引受権附社債を発行する場合に、その発行することができる新株引受権附社債の額、新株引受権の内容及び新株引受権を行使することができる期間に関して定款に規定がなければ、第434条の決議でこれを定めなければならない。この場合、第418条第2項ただし書の規定を準用する。[改正**2001**・7・24]

⑤第513条第4項の規定は、第4項の場合にこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第516条の3（新株引受権附社債の引受権を有する株主に対する催告）①株主が新株引受権附社債の引受権を有する場合には、各株主に対して引受権を有する新株引受権附社債の額、発行価額、新株引受権の内容、新株引受権を行使することができる期間及び一定の期日までに新株引受権附社債の申込みをしなければその権利を失うという趣旨を通知しなければならない。この場合、第516条の2第2項第4号又は第5号に規定した事項の定めがあるときは、その内容も通知しなければならない。

②第419条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合にこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第516条の4（社債申込書・債券・社債原簿の記載事項）新株引受権附社債においては、社債申込書・債券及び社債原簿に次の事項を記載しなければならない。ただし、第516条の5第1項の新株引受権証券を発行するときは、債券には、これを記載しない。<改正95・12・29>

　1.新株引受権附社債という趣旨

　2.第516条の2第2項第2号から第5号までに定めた事項

　3.第516条の8の規定により払込を引き受ける銀行その他金融機関及び払込場所

　4.株式の譲渡に関して理事会の承認を得るように定めたときは、その規定

[本条新設84・4・10]

第516条の5（新株引受権証券の発行）①第516条の2第2項第4号に規定した事項を定めた場合には、会社は、債券と共に新株引受権証券を発行しなければならない。

②新株引受権証券には、次の事項及び番号を記載し、理事が記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

　1.新株引受権証券という趣旨の表示

　2.会社の商号

　3.第516条の2第2項第2号・第3号及び第5号に定めた事項

　4.第516条の4第3号に定めた事項

　5.株式の譲渡に関して理事会の承認を得るように定めたときは、その規定

[本条新設84・4・10]

第516条の6（新株引受権の譲渡）①新株引受権証券が発行された場合に新株引受権の譲渡は、新株引受権証券の交付によってのみこれを行なう。

②第336条第2項、第360条及び小切手法第21条の規定は、新株引受権証券に関してこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第516条の7（新株引受権附社債の登記）①会社が新株引受権附社債を発行したときは、次の事項を登記しなければならない。

　1.新株引受権附社という趣旨

　2.新株引受権の行使により発行する株式の発行価額の総額

　3.各新株引受権附社債の金額

　4.各新株引受権附社債の払込金額

　5.第516条の2第2項第1号から第3号までに定めた事項

②第514条の2第1項・第3項及び第4項の規定は、第1項の登記に関してこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第516条の8（新株引受権の行使）①新株引受権を行使しようという者は、請求書2通を会社に提出して、新株の発行価額の全額を払い込まなければならない。

②第1項の規定により請求書を提出する場合に新株引受権証券が発行されたときは、新株引受権証券を添付して、これを発行しないときは、債券を提示しなければならない。

③第1項の払込は、債券又は新株引受権証券に記載した銀行その他金融機関の払込場所においてしなければならない。

④第302条第1項の規定は、第1項の請求書に、第306条及び第318条の規定は、第3項の払込を引き受けた銀行その他金融機関にこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第516条の9（株主となる時期）第516条の8第1項の規定により新株引受権を行使した者は、同項の払込をしたとき株主となる。この場合第350条第2項及び第3項の規定を準用する。<改正95・12・29>

[本条新設84・4・10]

第516条の10（準用規定）第351条の規定は、新株引受権の行使がある場合に、第513条の2及び第516条第1項の規定は、新株引受権附社債に関してこれを準用する。<改正95・12・29>

[本条新設84・4・10]

第9節　解散

第517条（解散事由）株式会社は、次の事由でより解散する。<改正**98・12・28**>

　1．第227条第1号、第4号から第6号に定めた事由

　1の2．第530条の2の規定による会社の分割又は分割合併

　2．株主総会の決議

第518条（解散の決議）解散の決議は、第434条の規定によらなければならない。

第519条（会社の継続）会社が存立期間の満了その他定款に定めた事由の発生又は株主総会の決議により解散した場合には、第434条の規定による決議で会社を継続することができる。

第520条（解散判決）①次の場合にやむを得ない事由があるときは、発行株式の総数の100分の10以上に該当する株式を有する株主は、会社の解散を裁判所に請求することができる。

　1.会社の業務が顕著な停滞状態を継続して回復することができない損害が発生したとき又は生じるおそれがあるとき

　2.会社財産の管理又は処分の顕著な失当により会社の存立を危殆ならしめたとき

②第186条及び第191条の規定は、前項の請求に準用する。

第520条の2（休眠会社の解散）①裁判所行政処長が最後の登記後5年を経過した会社は、本店の所在地を管轄する裁判所にまだ営業を廃止していないという趣旨の申告をすべきことを官報で公告した場合に、その公告した日に既に最後の登記後5年を経過した会社であって公告した日から2月以内に大統領令が定めるところにより申告をしないときは、その会社は、その申告期間が満了したときに解散したものとみなす。ただし、その期間内に登記をした会社に対しては、この限りでない。

②第1項の公告があるときは、裁判所は、該当会社に対してその公告があったという趣旨の通知を発送しなければならない。

③第1項の規定により解散したものとみなした会社は、その後3年以内は、第434条の決議により会社を続けることができる。

④第1項の規定により解散したものとみなした会社が第3項の規定により会社を続けない場合には、その会社は、その3年が経過したとき清算が終結したものとみなす。

[本条新設84・4・10]

第521条（解散の通知、公告）会社が解散したときは、破産の場合以外には、理事は、遅滞なく株主に対してその通知をし、無記名式の株券を発行した場合には、これを公告しなければならない。

第521条の2（準用規定）第228条及び第229条第3項の規定は、株式会社の解散に関してこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第522条（合併契約書及びその承認決議）①会社が合併をする場合には、合併契約書を作成し、株主総会の承認を得なければならない。<改正95・12・29、**98・12・28**>

②合併契約の要領は、第363条に定めた通知及び公告に記載しなければならない。

③第1項の承認決議は、第434条の規定によらなければならない。<改正**98・12・28**>

第522条の2（合併契約書等の公示）①理事は、第522条第1項の株主総会会日の2週前から合併をした日が後6月が経過する日まで次の各号の書類を本店に備置しなければならない。<改正**98・12・28**>

　1．合併契約書

　2．合併により消滅する会社の株主に発行する株式の配当に関してその理由を記載した書面

　3．各会社の最終の貸借対照表及び損益計算書

②株主及び会社債権者は、営業時間内には、いつでも第1項各号の書類の閲覧を請求し、又は会社が定めた費用を支払い、その謄本又は抄本の交付を請求することができる。<改正**98・12・28**>[本条新設84・4・10]

第522条の3（合併反対株主の株式買受請求権）①第522条第1項の規定による決議事項に関して理事会の決議がある場合に、その決議に反対する株主は、株主総会前に会社に対して書面でその決議に反対する意思を通知した場合には、その総会の決議日から20日以内に株式の種類及び数を記載した書面で会社に対して自己が所有している株式の買受を請求することができる。

②第527条の2第2項の公告又は通知をした日から2週内に会社に対して書面で合併に反対する意思を通知した株主は、その期間が経過した日から20日以内に株式の種類及び数を記載した書面で会社に対して自己が所有している株式の買受を請求することができる。<新設**98・12・28**>

第523条（吸収合併の合併契約書）合併する会社の一方が合併後存続する場合には、合併契約書に次の事項を記載しなければならない。[改正98・12・28、**2001**・7・24]

　1．存続する会社が合併によりその発行する株式の総数を増加するときは、その増加する株式の総数、種類及び数

　2．存続する会社の増加する資本及び準備金の総額

　3．存続する会社が合併当時に発行する新株の総数、種類及び数及び合併により消滅する会社の株主に対する新株の配当に関する事項

　4．存続する会社が合併により消滅する会社の株主に支払う金額を定めたときは、その規定

　5．各会社で合併の承認決議をする社員又は株主の総会の期日

　6．合併をする日

　7．存続する会社が合併により定款を変更するものと定めたときは、その規定

　8．各会社が合併により利益の配当又は第462条の3第1項の規定により金銭で利益配当をするときは、その限度額

　9．合併により存続する会社に就任する理事及び監査又は監査委員会の委員を定めたときは、その姓名及び住民登録番号

第524条（新設合併の合併契約書）合併により会社を設立する場合には、合併契約書に次の事項を記載しなければならない。[改正**2001**・7・24]

　1．設立される会社に対して第289条第1項第1号から第4号までに掲記した事項及び数種の株式を発行するときは、その種類、数及び本店所在地

　2．設立される会社が合併当時に発行する株式の総数及び種類、数及び各会社の株主に対する株式の配当に関する事項

　3．設立される会社の資本及び準備金の総額

　4．各会社の株主に支払う金額を定めたときは、その規定

　5．前条第5号及び第6号に掲記した事項

　6．合併により設立される会社の理事及び監査又は監査委員会の委員を定めたときは、その姓名及び住民登録番号

第525条（合名会社、合資会社の合併契約書）①合併後存続する会社又は合併により設立される会社が株式会社の場合に、合併する会社の一方又は双方が合名会社又は合資会社のときは、総社員の同意を得て合併契約書を作成しなければならない。

②前2条の規定は、前項の合併契約書に準用する。

第526条（吸収合併の報告総会）①合併をする会社の一方が合併後存続する場合には、その理事は、第527条の5の手続の終了後、合併により株式の併合があるときは、その効力が発生した後、併合に適当でなかった株式があるときは、合併後、存続する会社においては、第443条の処分をした後、小規模合併の場合には、第527条の3第3項及び第4項の手続を終了した後遅滞なく株主総会を召集し、合併に関する事項を報告しなければならない。<改正**98・12・28**>

②合併当時に発行する新株の引受人は、第1項の株主総会において株主と同一の権利がある。<改正**98・12・28**>

③第1項の場合に理事会は、公告で株主総会に対する報告に代えることができる。<新設95・12・29>

第527条（新設合併の創立総会）①合併により会社を設立する場合には、設立委員は、第527条の5の手続の終了後、合併による株式の併合があるときは、その効力が発生した後、併合に適当でなかった株式があるときは、第443条の処分をした後遅滞なく創立総会を召集しなければならない。<改正**98・12・28**>

②創立総会では、定款変更の決議をすることができる。ただし、合併契約の趣旨に違反する決議は、することができない。

③第308条第2項、第309条、第311条、第312条及び第316条第2項の規定は、第1項の創立総会に準用する。

④第1項の場合に、理事会は、公告で株主総会に対する報告に代えることができる。<新設**98・12・28**>

第527条の2（簡易合併）①合併する会社の一方が合併後存続する場合に合併により消滅する会社の総株主の同意があり、又はその会社の発行株式総数の100分の90以上を合併後存続する会社が所有しているときは、合併により消滅する会社の株主総会の承認は、これを理事会の承認で代えることができる。

②第1項の場合に合併により消滅する会社は、合併契約書を作成した日から2週内に株主総会の承認を得ずに合併をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし総株主の同意があるときは、この限りでない。

[本条新設**98・12・28**]

第527条の3（小規模合併）①合併後存続する会社が合併により発行する新株の総数がその会社の発行株式総数の100分の5を超えないときは、その存続する会社の株主総会の承認は、これを理事会の承認で代えることができる。ただし、合併により消滅する会社の株主に支給する金額を定めた場合に、その金額が存続する会社の最終貸借対照表上現存する純資産額の100分の2を超えるときは、この限りでない。

②第1項の場合に、存続する会社の合併契約書には、株主総会の承認を得ずに合併をする旨を記載しなければならない。

③第1項の場合に、存続する会社は、合併契約書を作成した日から2週内に消滅する会社の商号及び本店の所在地、合併をする日、株主総会の承認を得ずに合併をする旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

④合併後存続する会社の発行株式総数の100分の20以上に該当する株式を所有した株主が第3項の規定による公告又は通知をした日から2週内に会社に対して書面で第1項の合併に反対する意思を通知したときは、第1項本文の規定による合併をすることができない。

⑤第1項本文の場合には、第522条の3の規定は、これを適用しない。

[本条新設**98・12・28**]

第527条の4（理事・監事の任期）①合併をする会社の一方が合併後存続する場合に、存続する会社の理事及び監事であって合併前に就任した者は、合併契約書に他の定めるものがある場合を除いては、合併後最初に到来する決算期の定期総会が終了するときに退任する。

②削除[**2001**・7・24]

第527条の5（債権者保護手続）①会社は、第522条の株主総会の承認決議があった日から2週内に債権者に対して合併に異議があれば1月以上の期間内にこれを提出することを公告し、知れている債権者に対しては、別々にこれを催告しなければならない。

②第1項の規定を適用する場合において第527条の2及び第527条の3の場合には、理事会の承認決議を株主総会の承認決議とみなす。

③第232条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第527条の6（合併に関する書類の事後公示）①理事は、第527条の5に規定した手続の慶と、合併をした日、合併により消滅する会社から継承した財産の価額及び債務額その他合併に関する事項を記載した書面を合併をした日から6月間本店に備置しなければならない。

②第522条の2第2項の規定は、第1項の書面に関してこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第528条（合併の登記）①会社が合併をしたときは、第526条の株主総会が終結した日又は報告に代わる公告日、第527条の創立総会が終結した日又は報告に代わる公告日から本店所在地では、2週内出し、支店所在地では、3週内に合併後存続する会社においては、変更の登記、合併により消滅する会社においては、解散の登記、合併により設立された会社においては、第317条に定する登記をしなければならない。<改正**98・12・28**>

②合併後存続する会社又は合併により設立された会社が合併により転換社債又は新株引受権附社債を承継したときは、第1項の登記及び同時に社債の登記をしなければならない。<改正84・4・10>

第529条（合併無効の訴）①合併無効は、各会社の株主・理事・監事・清算人・破産管財人又は合併を承認しなかった債権者に限り、訴のみでこれを主張することができる。<改正84・4・10>

②第1項の訴は、第528条の登記がある日から6月内に提起しなければならない。

第530条（準用規定）①削除

②第234条、第235条、第237条から第240条まで、第329条の2、第374条第2項、第374条の2第2項から第5項まで及び第439条第3項の規定は、株式会社の合併に関してこれを準用する。[改正95・12・29、98・12・28、**2001**・7・24]

③第440条から第444条の規定は、会社の合併で因した株式併合又は株式分割の場合に準用する。<改正**98・12・28**>

④第339条及び第340条第3項の規定は、株式を併合しあっていやする場合に合併により消滅する会社の株式を目的とする質権に準用する。

第11節　会社の分割

第530条の2（会社の分割・分割合併）①会社は、分割により1又は数個の会社を設立することができる。

②会社は、分割により1又は数個の存立中の会社と合併（以下"分割合併"がという。）することができる。

③会社は、分割により1又は数個の会社を設立すると同時に分割合併することができる。

④解散後の会社は、存立中の会社を存続する会社とし、又は新たに会社を設立する場合に限り分割又は分割合併することができる。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の3（分割計画書・分割合併契約書の承認）①会社が分割又は分割合併をするときは、分割計画書又は分割合併契約書を作成して株主総会の承認を得なければならない。

②第1項の承認決議は、第434条の規定によらなければならない。

③第2項の決議に関しては、第370条第1項の株主も議決権がある。

④分割計画又は分割合併契約の要領は、第363条に定めた通知及び公告に記載しなければならない。

⑤会社が数種の株式を発行した場合に分割又は分割合併によりある種類の株主に損害を及ぼすようになるときは、第435条の規定によりその種類の株主の総会の決議がなければならない。

⑥会社の分割又は分割合併により分割又は分割合併に関連する各会社の株主の負担が加重される場合には、第2項及び第5項の決議外にその株主全員の同意がなければならない。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の4（分割による会社の設立）①この章第1節の会社設立に関する規定は、第530条の2の規定による会社の設立に関してこれを準用する。

②第1項の規定にかかわらず、分割により設立される会社は、分割される会社の出資のみでも設立することができる。この場合、分割される会社の株主にその株主が有するその会社の株式の比率に従い設立される会社の株式が発行されるときは、第299条の規定を適用しない。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の5（分割計画書の記載事項）①分割により会社を設立する場合には、分割計画書に次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．設立される会社の商号、目的、本店の所在地及び公告の方法

　2．設立される会社が発行する株式の総数及び1株の金額

　3．設立される会社が分割当時に発行する株式の総数、種類及び種類別株式の数

　4．分割される会社の株主に対する設立される会社の株式の配当に関する事項及び配当に伴う株式の併合又は分割をする場合には、それに関する事項

　5．分割される会社の株主に支給する金額を定めたときは、その規定

　6．設立される会社の資本及び準備金に関する事項

　7．設立される会社に移転される財産及びその価額

　8．第530条の9第2項の定めることがある場合には、その内容

　9．設立される会社の理事及び監事を定めた場合には、その姓名及び住民登録番号

　10．設立される会社の定款に記載するその他の事項

②分割後会社が存続する場合には、存続する会社に関して分割計画書に次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．減少する資本と準備金の額

　2．資本減少の方法

　3．分割により移転する財産及びその価額

　4．分割後の発行株式の総数

　5．会社が発行する株式の総数を減少する場合には、その減少する株式の総数、種類及び種類別株式の数

　6．定款変更をもたらすその他の事項

[本条新設**98・12・28**]

第530条の6（分割合併契約書の記載事項）①分割される会社の一部が他の会社と合併し、その他の会社（以下"分割合併の相手方会社"という。）が存続する場合には、分割合併契約書に次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．分割合併の相手方会社が分割合併により発行する株式の総数を増加する場合には、増加する株式の総数、種類及び種類別株式の数

　2．分割合併の相手方会社が分割合併をする場合において発行する新株の総数、種類及び種類別株式の数

　3．分割される会社の株主に対する分割合併の相手方会社の株式の配当に関する事項及び配当に伴う株式の併合又は分割をする場合には、それに関する事項

　4．分割される会社の株主に対して分割合併の相手方会社が支払う金額を定めたときは、その規定

　5．分割合併の相手方会社の増加する資本の総額及び準備金に関する事項

　6．分割される会社が分割合併の相手方会社に移転する財産及びその価額

　7．第530条の9第3項の定めることがある場合には、その内容

　8．各会社で第530条の3第2項の決議をする株主総会の期日

　9．分割合併をする日

　10．分割合併の相手方会社の理事及び監事を定めたときは、その姓名及び住民登録番号

　11．分割合併の相手方会社の定款変更をもたらすその他の事項

②分割される会社の一部が他の会社又は他の会社の一部と分割合併をして会社を設立する場合には、分割合併契約書に次の各号の事項を記載しなければならない。

　1．第530条の5第1項第1号・第2号・第6号から第10号までに規定された事項

　2．設立される会社が分割合併をする場合において発行する株式の総数、種類及び種類星株式の数

　3．各会社の株主に対する株式の配当に関する事項及び配当に伴う株式の併合又は分割をする場合には、その規定

　4．各会社が設立される会社に移転する財産及びその価額

　5．各会社の株主に支給する金額を定めたときは、その規定

　6．各会社で第530条の3第2項の決議をする株主総会の期日

　7．分割合併をする日

③第530条の5の規定は、第1項及び第2項の場合に各会社の分割合併をしない部分の記載に関してこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の7（分割貸借対照表等の公示）①分割される会社の理事は、第530条の3第1項の規定による株主総会の会日の2週前から分割の登記をした日又は分割合併をした日以後6月間次の各号の書類を本店に備置しなければならない。

　1．分割計画書又は分割合併契約書

　2．分割される部分の貸借対照表

　3．分割合併の場合分割合併の相手方会社の貸借対照表

　4．分割される会社の株主に発行する株式の配当に関してその理由を記載した書面

②第530条の6第1項の分割合併の相手方会社の理事は、分割合併を承認する株主総会の会日の2週前から分割合併の登記をした後6月間次の各号の書類を本店に備置しなければならない。

　1．分割合併契約書

　2．分割される会社の分割される部分の貸借対照表

　3．分割される会社の株主に発行する株式の配当に関してその理由を記載した書面

③第522条の2第2項の規定は、第1項及び第2項の書類に関してこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の8（分割及び分割合併に関する計算）分割又は分割合併により設立される会社又は分割合併の相手方会社が営業権を取得した場合には、その取得価額を貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合には、設立登記又は分割合併の登記をした後5年内の毎決算期に均等額以上を償却しなければならない。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の9（分割及び分割合併後の会社の責任）①分割又は分割合併により設立される会社又は存続する会社は、分割又は分割合併前の会社債務に関して連帯して弁済する責任がある。

②第1項の規定にかかわらず、分割される会社が第530条の3第2項の規定による決議で分割により会社を設立する場合には、設立される会社が分割される会社の債務中から出資した財産に関する債務のみを負担することを定めることができる。この場合、分割される会社が分割後に存続するときは、分割により設立される会社が負担しない債務のみを負担する。

③分割合併の場合に分割される会社は、第530条の3第2項の規定による決議で分割合併に伴う出資を受ける存立中の会社が分割される会社の債務中から出資した財産に関する債務のみを負担することを定めることができる。この場合には、第2項後段の規定を準用する。

④第439条第3項及び第527条の5の規定は、第2項の場合にこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の10（分割又は分割合併の効果）分割又は分割合併により設立される会社又は存続する会社は、分割する会社の権利及び義務を分割計画書又は分割合併契約書が定めるところに従い承継する。

[本条新設**98・12・28**]

第530条の11（準用規定）①第234条、第237条から第240条まで、第329条の2、第440条から第444条まで、第526条、第527条、第528条及び第529条の規定は、分割又は分割合併の場合にこれを準用する。ただし、第527条の設立委員は、代表理事とする。

②第374条第2項、第439条第3項、第522条の3、第527条の2、第527条の3及び第527条の5の規定は、分割合併の場合にこれを準用する。<改正**99・12・31**>[本条新設**98・12・28**]

第530条の12（物的分割）この節の規定は、分割される会社が分割又は分割合併により設立される会社の株式の総数を取得する場合にこれを準用する。

[本条新設**98・12・28**]

第10節　清算

第531条（清算人の決定）①会社が解散したときは、合併・分割・分割合併又は破産の場合以外には、理事が清算人になる。ただし、定款に異なる定めがあり、又は株主総会で他人を選任したときは、この限りでない。<改正**98・12・28**>

②前項の規定による清算人がないときは、裁判所は、利害関係人の請求により清算人を選任する。

第532条（清算人の申告）清算人は、就任した日から2週間内に次の事項を裁判所に申告しなければならない。<改正95・12・29>

　1.解散の事由及びその年月日

　2.清算人の姓名・住民登録番号及び住所

第533条（会社財産調査報告義務）①清算人は、就任した後遅滞なく会社の財産状態を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、これを株主総会に提出してその承認を得なければならない。

②清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第534条（貸借対照表・事務報告書・附属明細書の提出・監査・公示・承認）①清算人は、定期総会日から4週間前に貸借対照表及びその附属明細書及び事務報告書を作成して監事に提出しなければならない。

②監事は、定期総会会日から1週間前に第1項の書類に関する監査報告書を清算人に提出しなければならない。

③清算人は、定期総会会日の1週間前から第1項の書類及び第2項の監査報告書を本店に備置しなければならない。

④第448条第2項の規定は、第3項の書類に関してこれを準用する。

⑤清算人は、貸借対照表及び事務報告書を定期総会に提出してその承認を要求しなければならない。

[全文改正84・4・10]

第535条（会社債権者への催告）①清算人は、就任した日から2月内に会社債権者に対して一定の期間内にその債権を申告すること及びその期間内に申告しなければ清算から除外される趣旨を2回以上公告で催告しなければならない。ただし、その期間は、2月以上でなければならない。

②清算人は、知っている債権者に対しては、各別にその債権の申告を催告しなければならず、その債権者が申告しない場合にもこれを清算から除外することができない。

第536条（債権申告期間内の弁済）①清算人は、前条第1項の申告期間内には、債権者に対して弁済をすることができない。ただし、会社は、その弁済の遅延による損害賠償の責任を免れることができない。

②清算人は、前項の規定にかかわらず、少額の債権、担保ある債権その他弁済により他の債権者を害するおそれがない債権に対しては、裁判所の許可を得てこれを弁済することができる。

第537条（除外された債権者に対する弁済）①清算で除外された債権者は、分配されない残余財産に対してのみ弁済を請求することができる。

②一部の株主に対して財産の分配をした場合には、その者と同一の比率で他の株主に分配する財産は、前項の残余財産から控除する。

第538条（残余財産の分配）残余財産は、各株主が有する株式の数により株主に分配しなければならない。ただし、第344条第1項の規定を適用する場合には、この限りでない。

第539条（清算人の解任）①清算人は、裁判所が選任した場合以外には、いつでも株主総会の決議でこれを解任することができる。

②清算人がその業務を執行こと顕著に不適任であり、又は重大な任務に違反した行為があるときは、発行株式の総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、裁判所にその清算人の解任を請求することができる。<改正**98・12・28**>

③第186条の規定は、第2項の請求に関する訴に準用する。<改正**98・12・28**>

第540条（清算の終結）①清算事務が終結したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作成し、これを株主総会に提出して承認を得なければならない。

②前項の承認があるときは、会社は、清算人に対してその責任を解除したものとみなす。ただし、清算人の不正行為に対しては、この限りでない。

第541条（書類の保存）①会社の帳簿その他営業及び清算に関する重要な書類は、本店所在地において清算終結の登記をした後10年間これを保存しなければならない。ただし、伝票又はこれと類似の書類は、5年間これを保存しなければならない。<改正95・12・29>

②前項の保存に関しては、清算人その他の利害関係人の請求により裁判所が保存人及び保存方法を定める。

第542条（準用規定）①第245条、第252条から第255条まで、第259条、第260条及び第264条の規定は、株式会社に準用する。

②第362条、第363条の2、第366条、第367条、第373条、第376条、第377条、第382条第2項、第386条、第388条から第394条まで、第396条、第398条から第408条まで、第411条から第413条まで、第414条第3項、第449条第3項、第450条及び第466条の規定は、清算人に準用する。<改正62・12・12、84・4・10、**98・12・28**>

第5章　有限会社

第1節　設立

第543条（定款の作成、絶対的記載事項）①有限会社を設立するには、社員が定款を作成しなければならない。[改正**2001**・7・24]

②定款には、次の事項を記載し、各社員が記名捺印又は署名しなければならない。[改正84・4・10、95・12・29、**2001**・7・24]

　1．第179条第1号から第3号までに定めた事項

　2．資本の総額

　3．出資した座の金額

　4．各社員の出資口数

　5．本店の所在地

③第292条の規定は、有限会社に準用する。

第544条（変態設立事項）次の事項は、定款に記載することによりその効力がある。

　1.現物出資をする者の姓名及びその目的の財産の種類、数量、価格及びこれに対して付与する出資座数

　2.会社の設立後に譲受することを約定した財産の種類、数量、価格及びその譲渡人の姓名

　3.会社が負担する設立費用

第545条（社員総数の制限）①社員の総数は、50人を超過することができない。ただし、特別の事情がある場合に裁判所の認可を得たときは、この限りでない。

②前項の規定は、相続又は遺贈により社員の数に変更が生じる場合には、適用しない。

第546条（資本総額、出資1座の金額の制限）①会社の資本総額は、1千万ウォン以上でなければならない。<改正84・4・10>

②出資1座の金額は、5千ウォン以上で均一でなければならない。<改正84・4・10>

第547条（初代理事の選任）①定款において理事を定めないときは、会社成立前に社員総会を開いてこれを選任しなければならない。

②前項の社員総会は、各社員が召集することができる。

第548条（出資の払込）①理事は、社員をして出資全額の払込又は現物出資の目的の財産全部の給与をさせなければならない。

②第295条第2項の規定は、社員が現物出資をする場合に準用する。

第549条（設立の登記）①有限会社の設立登記は、第548条の払込又は現物出資の履行があった日から2週間内にしなければならない。<改正95・12・29>

②第1項の登記には、次の事項を登記しなければならない。<改正95・12・29>

　1.第179条第1号・第2号及び第5号に規定された事項及び支店を置いたときは、その所在地

　2.第543条第2項第2号及び第3号に掲げた事項

　3.理事の姓名・住民登録番号及び住所。ただし、会社を代表する理事を定めたときは、その他の理事の住所を除外する。

　4.会社を代表する理事を定めたときは、その姓名

　5.数人の理事が共同で会社を代表することを定めたときは、その規定

　6.存立期間その他の解散事由を定めたときは、その期間と事由

　7.監事があるときは、その姓名及び住民登録番号

③有限会社の支店設置及び移転市支店所在地又は新支店所在地においてする登記においては、第2項第1号及び第3号から第6号までに規定された事項を登記しなければならない。<新設95・12・29>

④第181条から第183条までの規定は、有限会社の登記に準用する。<改正62・12・12>

第550条（現物出資等に関する会社成立時の社員の責任）①第544条第1号及び第2号の財産の会社成立当時の実価が定款に定めた価格に顕著に不足したときは、会社成立当時の社員は、会社に対してその不足額を連帯して支払う責任がある。

②前項の社員の責任は、免除することができない。<新設62・12・12>

第551条（出資未畢額に対する会社成立時の社員等の責任）①会社成立後に出資金額の払込又は現物出資の履行が完了していないことが発見されたときは、会社成立当時の社員、理事及び監事は、会社に対してその払い込まれていない金額又は履行されていない現物の価額を連帯して支払う責任がある。<改正62・12・12>

②前項の社員の責任は、免除することができない。<新設62・12・12>

③第1項の理事及び監事の責任は、総社員の同意がなければ免除することができない。<新設62・12・12>

第552条（設立無効、取消の訴）①会社の設立の無効は、その社員、理事及び監事に限り、設立の取消は、その取消権ある者に限り、会社設立の日から2年内に訴のみでこれを主張することができる。

②第184条第2項及び第185条から第193条までの規定は、前項の訴に準用する。

[全文改正62・12・12]

第2節　社員の権利義務

第553条（社員の責任）社員の責任は、本法に別段の規定がある場合外には、その出資金額を限度とする。

第554条（社員の持分）各社員は、その出資座数により持分を有する。

第555条（持分に関する証券）有限会社は、社員の持分に関して指示式又は無記名式の証券を発行することができない。

第556条（持分の譲渡）社員は、第585条の規定による社員総会の決議があったとき限りその持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。ただし、定款において譲渡の制限を加重することができる。

②譲渡により社員の総数が第545条の規定による制限を超過する場合には、遺贈の場合を除外しては、その譲渡は、効力がない。

③社員相互間の持分の譲渡に対しては、第1項の規定にかかわらず定款において他の定めをすることができる。<改正62・12・12>

第557条（持分移転の対抗要件）持分の移転は、取得者の姓名、住所及びその目的となる出資座数を社員名簿に記載しなければこれをもって会社及び第三者に対抗することができない。

第558条（持分の共有）第333条の規定は、持分が数人の共有に属する場合に準用する。

第559条（持分の入質）①持分は、質権の目的とすることができる。

②第556条及び第557条の規定は、持分の入質に準用する。

第560条（準用規定）①第339条、第340条第1項、第2項、第341条、第341条の3、第342条及び第343条第1項の規定は、社員の持分に準用する。<改正84・4・10、**99・12・31**>

②第353条の規定は、社員に対する通知又は催告に準用する。

第3節　会社の管理

第561条（理事）有限会社には、1人又は数人の理事を置かなければならない。

第562条（会社代表）①理事は、会社を代表する。

②理事が数人の場合に定款に別段の定めがなければ社員総会で会社を代表する理事を選定しなければならない。

③定款又は社員総会は、数人の理事が共同で会社を代表することを定めることができる。

④第208条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第563条（理事、会社間の訴に関する代表）会社が理事に対して又は理事が会社に対して訴を提起する場合には、社員総会は、その訴に関して会社を代表する者を選定しなければならない。

第564条（業務執行の決定、理事及び会社間の取引）①理事が数人の場合に定款に別段の定めがなければ会社の業務執行、支配人の選任又は解任及び支店の設置・移転又は廃止は、理事過半数の決議によらなければならない。<改正84・4・10>

②社員総会は、第1項の規定にかかわらず支配人の選任又は解任をすることができる。

③理事は、監事があるときは、その承認が、監事がないときは、社員総会の承認があるとき限り自己又は第三者の計算で会社及び取引をすることができる。この場合には、民法第124条の規定を適用しない。<新設62・12・12>

第564条の2（差止請求権）理事この法律令又は定款に違反した行為をしてこれにより会社に回復することができない損害が発生するおそれがある場合には、監事又は資本の総額の100分の3以上に該当する出資口数を有する社員は、会社のために理事に対してその行為を差し止めることを請求することができる。

[本条新設**99・12・31**]

第565条（社員の代表訴訟）①資本の総額の100分の3以上に該当する出資口数を有する社員は、会社に対して理事の責任を追窮する訴の提起を請求することができる。<改正**99・12・31**>

②第403条第2項から第7項まで及び第404条から第406条までの規定は、第1項の場合に準用する。<改正**98・12・28**>

第566条（書類の備置、閲覧）①理事は、定款及び社員総会の議事録を本店及び支店に、社員名簿を本店に備置しなければならない。

②社員名簿には、社員の姓名、住所及びその出資座数を記載しなければならない。

③社員及び会社債権者は、営業時間内にいつでも第1項に掲げた書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第567条（準用規定）第209条、第210条、第382条、第385条、第386条、第388条、第395条、第397条、第399条から第401条まで、第407条及び第408条の規定は、有限会社の理事に準用する。この場合、第397条の"理事会”は、これを"社員総会"と読み替えるものとする。<改正62・12・12、**98・12・28**、**99・12・31**>

第568条（監事）①有限会社は、定款により1人又は数人の監事を置くことができる。

②第547条の規定は、定款において監事を置くことに定めた場合に準用する。

第569条（監事の権限）監事は、いつでも会社の業務及び財産状態を調査することができ、理事に対して営業に関する報告を要求することができる。

第570条（準用規定）第382条、第385条第1項、第386条、第388条、第400条、第407条、第411条、第413条、第414条及び第565条の規定は、監事に準用する。

第571条（社員総会の召集）①社員総会は、本法に別段の規定がある場合外には、理事がこれを召集する。ただし、臨時総会は、監事もこれを召集することができる。<改正62・12・12>

②社員総会を召集するには、会日を定め、1週間前に各社員に対して書面でその通知を発送しなければならない。ただし、この期間は、定款において短縮することができる。

③第363条第2項及び第364条の規定は、社員総会の召集に準用する。

第572条（少数社員による総会召集請求）①資本の総額の100分の3以上に該当する出資口数を有する社員は、会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の召集を請求することができる。<改正**99・12・31**>

②前項の規定は、定款で異なる定めをすることができる。

③第366条第2項及び第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第573条（召集手続の省略）総社員の同意があるときは、召集手続なく総会を開くこととなる。

第574条（総会の定足数、決議方法）社員総会の決議は、定款又は本法に別段の規定がある場合以外には、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数でしなければならない。

第575条（社員の議決権）各社員は、出資1座ごとに1個の議決権を有する。ただし、定款において議決権の数に関して他の定めをすることができる。

第576条（営業譲渡等及び事後設立）①有限会社が第374条第1号から第3号までに掲げた行為をするには、第585条の規定による総会の決議がらなければならない。

②前項の規定は、有限会社がその成立後2年内に成立前から存在する財産であって営業のために継続して使用するものを資本の20分の1以上に相当な対価で取得する契約を締結する場合に準用する。

第577条（書面による決議）①総会の決議をしなければならない場合に総社員の同意があるときは、書面による決議をすることができる。

②決議の目的事項に対して総社員が書面で同意をしたときは、書面による決議があったものとみなす。

③書面による決議は、総会の決議と同一の効力がある。

④総会に関する規定は、書面による決議に準用する。

第578条（準用規定）第365条、第367条、第368条第3項、第4項、第369条第2項、第371条第2項、第372条、第373条及び第376条から第381条までの規定は、社員総会に準用する。

第579条（財務諸表の作成）①理事は、毎決算期に次の書類及びその附属明細書を作成しなければならない。

　1.貸借対照表

　2.損益計算書

　3.利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

②監事があるときは、理事は、定期総会会日から4週間前に第1項の書類を監事に提出しなければならない。

③監事は、第2項の書類を受けた日から3週間内に監査報告書を理事に提出しなければならない。

[全文改正84・4・10]

第579条の2（営業報告書の作成）①理事は、毎決算期に営業報告書を作成しなければならない。

②第579条第2項及び第3項の規定は、第1項の営業報告書に関してこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第579条の3（財務諸表等の備置・公示）①理事は、定期総会会日の1週間前から5年間第579条及び第579条の2の書類と監査報告書を本店に備置しなければならない。

②第448条第2項の規定は、第1項の書類に関してこれを準用する。

[本条新設84・4・10]

第580条（利益配当の基準）利益の配当は、定款に別段の定めがある場合以外には、各社員の出資座数によりしなければならない。

第581条（社員の会計帳簿閲覧権）①資本の100分の3以上に該当する出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができる。<改正**99・12・31**>

②会社は、定款で各社員が第1項の請求をすることができる旨を定めることができる。この場合、第579条第1項の規定にかかわらず、附属明細書は、これを作成しない。<改正84・4・10>

第582条（業務、財産状態の検査）①会社の業務執行に関して不正行為又は法令若しくは定款に違反した重大な事由があるときは、資本総額の100分の3以上に該当する出資口数を有する社員は、会社の業務及び財産状態を調査させる為に裁判所に検査人の選任を請求することができる。<改正**99・12・31**>

②検査人は、その調査の結果を書面で裁判所に報告しなければならない。

③裁判所は、前項の報告書により必要であると認定した場合には、監事があるときは、監事に、監事がないときは、理事に社員総会の召集を命ずることができる。第310条第2項の規定は、この場合に準用する。<改正62・12・12>

第583条（準用規定）①第449条第1項・第2項、第450条、第452条、第453条、第453条の2、第457条の2、第458条から第460条、第462条、第462条の3及び第466条の規定は、有限会社の計算に準用する。<改正84・4・10、95・12・29、**99・12・31**>

②第468条の規定は、有限会社及び被用者間に雇傭関係により生じた債権に準用する。<改正**99・12・31**>

第4節　定款の変更

第584条（定款変更の方法）定款を変更するには、社員総会の決議がなければならない。

第585条（定款変更の特別決議）①前条の決議は、総社員の半数以上であり総社員の議決権の4分の3以上を有する者の同意によりする。

②前項の規定を適用する場合においては、議決権を行使することができない社員は、これを総社員の数に、その行使できない議決権は、これを議決権の数に算入しない。

第586条（資本増加の決議）次の事項は、定款に別段の定めがなくても資本増加の決議でこれを定めることができる。

　1.現物出資をする者の姓名及びその目的の財産の種類、数量、価格及びこれに対して付与する出資座数

　2.資本の増加後に譲受することを約定した財産の種類、数量、価格及びその譲渡人の姓名

　3.増加する資本に対する出資の引受権を付与する者の姓名及びその権利の内容

第587条（増資の場合の出資引受権の付与）有限会社が特定した者に対して将来その資本を増加する場合において出資の引受権を付与することを約束するには、第585条に定める決議によらなければならない。

第588条（社員の出資引受権）社員は、増加する資本に対してその持分により出資を引き受ける権利がある。ただし、前2条の決議で出資の引受者を定めたときは、この限りでない。

第589条（出資引受の方法）①資本増加の場合に出資の引受をしようとする者は、引受を証明する書面にその引き受ける出資の座数及び住所を記載し、記名捺印又は署名しなければならない。<改正95・12・29>

②有限会社は、広告その他の方法により引受人を公募することができない。

第590条（出資引受人の地位）資本増加の場合に出資の引受をした者は、出資の払込の期日又は現物出資の目的の財産の給与の期日から利益配当に関して社員と同一の権利を有する。

第591条（資本増加の登記）有限会社は、資本増加による出資全額の払込又は現物出資の履行が完了した日から2週間内に本店の所在地において資本増加による変更登記をしなければならない。<改正95・12・29>

第592条（増資の効力発生）資本の増加は、本店所在地において前条の登記をすることによりその効力が生じる。

第593条（現物出資等に関する社員の責任）①第586条第1号及び第2号の財産の資本増加当時の実価が資本増加の決議により定めた価格に顕著に不足したときは、その決議に同意した社員は、会社に対してその不足額を連帯して支払う責任がある。

②第550条第2項及び第551条第2項の規定は、前項の場合に準用する。<改正62・12・12>

第594条（未引受出資等に関する理事等の責任）①資本増加後にまだ引き受けられない出資があるときは、理事及び監事が共同で引き受けたものとみなす。<改正62・12・12>

②資本増加後にまだ出資全額の払込又は現物出資の目的の財産の給与が未済の出資があるときは、理事及び監事は、連帯してその払込又は給与未済財産の価額を支払う責任がある。<改正62・12・12>

③第551条第3項の規定は、前項の場合に準用する。<改正62・12・12>

第595条（増資無効の訴）①資本増加の無効は、社員、理事又は監事に限り第591条の規定による本店所在地における登記をした日から6月内に訴のみでこれを主張することができる。<改正62・12・12>

②第430条から第432条までの規定は、前項の場合に準用する。

第596条（準用規定）第334条、第548条及び第576条第2項の規定は、資本増加の場合に準用する。<改正62・12・12>

第597条（同前）第439条第1項、第2項、第443条、第445条及び第446条の規定は、資本減少の場合に準用する。

第5節　合併及び組織変更

第598条（合併の方法）有限会社が別の会社及び合併をするには、第585条の規定による社員総会の決議がなければならない。

第599条（設立委員の選任）第175条の規定による設立委員の選任は、第585条の規定による社員総会の決議によらなければならない。

第600条（有限会社及び株式会社の合併）①有限会社が株式会社及び合併する場合に合併後存続する会社又は合併により設立される会社が株式会社のときは、裁判所の認可を得なければ合併の効力がない。

②合併をする会社の一方が社債の償還を完了しない株式会社であるときは、合併後存続する会社又は合併により設立される会社は、有限会社とすることができない。

第601条（物上代位）①有限会社が株式会社及び合併する場合に、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が有限会社のときは、第339条の規定は、従前の株式を目的とする質権に準用する。

②前項の場合に質権の目的の持分に関して出資座数及び質権者の姓名及び住所を社員名簿に記載しなければその質権で会社その他の第三者に対抗することができない。

第602条（合併の登記）有限会社が合併をしたときは、第603条で準用する第526条又は第527条の規定による社員総会が終結した日から本店所在地においては、2週間、支店所在地においては、3週間内に合併後存続する有限会社においては、変更登記、合併により消滅する有限会社においては、解散登記、合併により設立される有限会社においては、第549条第2項に定めた登記をしなければならない。

第603条（準用規定）第232条、第234条、第235条、第237条から第240条まで、第443条、第522条第1項・第2項、第522条の2、第523条、第524条、第526条第1項・第2項、第527条第1項から第3項まで及び第529条の規定は、有限会社の合併の場合に準用する。<改正62・12・12、84・4・10、**98・12・28**>

第604条（株式会社の有限会社への組織変更）①株式会社は、総株主の一致による総会の決議でその組織を変更してこれを有限会社及びすることができる。ただし、社債の償還を完了しない場合には、この限りでない。

②前項の組織変更の場合には、会社に現存する純財産額より多くの金額を資本の総額とすることができない。

③第1項の決議においては、定款その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

④第601条の規定は、第1項の組織変更の場合に準用する。

第605条（理事、株主の純財産額填補責任）①前条の組織変更の場合に会社に現存する純財産額が資本の総額に不足するときは、前条第1項の決議当時の理事及び株主は、会社に対して連帯してその不足額を支払う責任がある。

②第550条第2項及び第551条第2項、第3項の規定は、前項の場合に準用する。<改正62・12・12>

第606条（組織変更の登記）株式会社が第604条の規定によりその組織を変更したときは、本店所在地においては、2週間、支店所在地においては、3週間内に株式会社においては、解散登記、有限会社においては、第549条第2項に定める登記をしなければならない。

第607条（有限会社の株式会社への組織変更）①有限会社は、総社員の一致による総会の決議でその組織を変更してこれを株式会社及びすることができる。

②前項の場合には、組織変更時発行する株式の発行価額の総額は、会社に現存する純財産額を超過することができない。

③第1項の組織変更は、裁判所の認可を得なければその効力がない。

④第1項の組織変更の場合に会社に現存する純財産額が組織変更時発行する株式の発行価額の総額に不足するときは、第1項の決議当時の理事、監事及び社員は、会社に対して連帯してその不足額を支払う責任がある。この場合に第550条第2項及び第551条第2項、第3項の規定を準用する。<改正62・12・12>

⑤第340条第3項、第601条第1項、第604条第3項及び前条の規定は、第1項の組織変更の場合に準用する。

第608条（準用規定）第232条の規定は、第604条及び第607条の組織変更の場合に準用する。

<改正84・4・10>

第6節　解散及び清算

第609条（解散事由）①有限会社は、次の事由により解散する。[改正**2001**・7・24]

　1．第227条第1号・第4号から第6号までに規定された事由

　2．社員総会の決議

②前項第2号の決議は、第585条の規定によらなければならない。

第610条（会社の継続）①第227条第1号又は前条第1項第2号の事由により会社が解散した場合には、第585条の規定による社員総会の決議で会社を継続することができる。

②削除[**2001**・7・24]

第611条（準用規定）第229条第3項の規定は、前条の会社継続の場合に準用する。

第612条（残余財産の分配）残余財産は、定款に別段の定めがある場合以外には、各社員の出資座数により社員に分配しなければならない。

第613条（準用規定）①第228条、第245条、第252条から第255条まで、第259条、第260条、第264条、第520条、第531条から第537条まで、第540条及び第541条の規定は、有限会社に準用する。<改正62・12・12>

②第209条、第210条、第366条第2項・第3項、第367条、第373条第2項、第376条、第377条、第382条第2項、第386条、第388条、第399条から第402条まで、第407条、第408条、第411条から第413条、第414条第3項、第450条、第466条第2項、第539条、第562条、第563条、第564条第3項、第565条、第566条、第571条、第572条第1項及び第581条の規定は、有限会社の清算人に準用する。<改正62・12・12、84・4・10>

第6章　外国会社

第614条（代表者、営業所の設定及び登記）①外国会社が大韓民国で営業をしようとするときは、大韓民国における代表者を定め、営業所を設置しなければならない。

②前項の場合には、外国会社は、その営業所の設置に関して大韓民国で設立される同種の会社又は最も類似する会社の支店と同一の登記をしなければならない。

③前項の登記では、会社設立の準拠法及び大韓民国における代表者の姓名及びその住所を登記しなければならない。

④第209条及び第210条の規定は、外国会社の代表者に準用する。<改正62・12・12>

第615条（登記期間の起算点）前条第2項及び第3項の規定による登記事項が外国で生じたときは、登記期間は、その通知が到達した日から起算する。

第616条（登記前の継続取引の禁止）①外国会社は、その営業所の所在地において第614条の規定による登記をする前には、継続して取引をすることができない。

②前項の規定に違反して取引をした者は、取引に対して会社と連帯して責任を負う。

第617条（適用法規）外国で設立された会社又は大韓民国にその本店を設置し、又は大韓民国において営業することを主たる目的とするときは、大韓民国で設立された会社と同一の規定によらなければならない。

第618条（準用規定）①第335条から第338条まで、第340条第1項、第355条から第357条まで、第478条第1項、第479条及び第480条の規定は、大韓民国における外国会社の株券又は債券の発行及びその株式の移転又は入質又は社債の移転に準用する。

②前項の場合には、初めて大韓民国に設置した営業所を本店とみなす。

第619条（営業所閉鎖命令）①外国会社が大韓民国に営業所を設置した場合に次の事由があるときは、裁判所は、利害関係人又は検事の請求によりその営業所の閉鎖を命ずることができる。<改正62・12・12>

　1.営業所の設置目的が不法なものであるとき

　2.営業所の設置登記をした後正当な事由なく1年内に営業を開始せず、又は1年以上営業を休止したとき又は正当な事由なく支払を停止したとき

　3.会社の代表者その他業務を執行する者が法令又は善良な風俗その他社会秩序に違反した行為をしたとき

②第176条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

第620条（韓国にある財産の清算）①前条第1項の規定により営業所の閉鎖を命じた場合には、裁判所は、利害関係人の申請により又は職権で大韓民国にあるその会社財産の全部に対する清算の開始を命ずることができる。この場合には、裁判所は、清算人を選任しなければならない。

②第535条から第537条及び第542条の規定は、その性質が許さない場合以外には、前項の清算に準用する。

③前2項の規定は、外国会社が自己営業所を閉鎖した場合に準用する。

第621条（外国会社の地位）外国会社は、他の法律の適用においては、法律に別段の規定がある場合以外には、大韓民国で成立した同種又は最も類似する会社とみなす。

第7章　罰則

第622条（発起人、理事その他の役員等の特別背任罪）①会社の発起人、業務執行社員、理事、監査委員会委員、監事又は第386条第2項、第407条第1項、第415条又は第567条の職務代行者、支配人その他会社営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人がその任務に違背した行為で財産上の利益を取得し、又は第三者をしてこれを取得させて会社に損害を加えたときは、10年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29、**99・12・31**>

②会社の清算人又は第542条第2項の職務代行者、第175条の設立委員が第1項の行為をしたときにも第1項と同じである。

第623条（社債権者集会の代表者等の特別背任罪）社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者がその任務に違背した行為により財産上の利益を取得し、又は第三者をしてこれを取得させて社債権者に損害を加えたときは、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29>

第624条（特別背任罪の未遂）前2条の未遂犯は、処罰する。

第625条（会社財産を危うくする罪）第622条第1項に規定された者、検査人、第298条第3項・第299条の2・第310条第3項又は第313条第2項の公証人（法務法人及び公証認可合同法律事務所の当該業務執行弁護士を含む。以下この章で同じである。）又は第299条の2、第310条第3項又は第422条第1項の鑑定人が次の行為をしたときは、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29、**98・12・28**>

　1．株式又は出資の引受又は納入、現物出資の履行、第290条、第416条第4号又は第544条に規定された事項に関して裁判所・総会又は発起人に不実の報告をし、又は事実を隠蔽したとき

　2．何人の名義であるかを問わず、会社の計算で不正にその株式又は持分を取得し、又は質権の目的でこれを受けたとき

　3．法令又は定款の規定に違反して利益又は利子の配当をしたとき

　4．会社の営業範囲以外で投機行為をするために会社財産を処分したとき

第625条の2（株式の取得制限等に違反した罪）第635条第1項に掲げた者が第342条の2第1項及び同条第2項の規定に違反したときは、2千万ウォン以下の罰金に処する。

[本条新設84・4・10]

第626条（不実報告罪）会社の理事、監査委員会委員、監事又は第386条第2項、第407条第1項、第415条又は第567条の職務代行者が第604条又は第607条の組織変更の場合に、第604条第2項又は第607条第2項の純財産額に関して裁判所又は総会に不実の報告をし、又は事実を隠蔽したときは、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29、**99・12・31**>

第627条（不実文書行使罪）①第622条第1項に掲げた者、外国会社の代表者、株式又は社債の募集の委託を受けた者が株式又は社債を募集する場合において重要な事項に関して不実の記載がある株式申込書、社債申込書、事業計画書、株式又は社債の募集に関する広告その他の文書を行使したときは、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12

・29>

②株式又は社債を売出する者がその売出に関する文書として重要な事項に関して不実の記載があるものを行使したときも第1項と同じである。

第628条（払込仮装罪等）①第622条第1項に掲げた者が払込又は現物出資の履行を仮装する行為をしたときは、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29>

②第1項の行為に応し、又はこれを仲介した者も第1項と同じである。

第629条（超過発行の罪）会社の発起人、理事又は第386条第2項又は第407条第1項の職務代行者が会社が発行する株式の総数を超過して株式を発行したときは、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29>

第630条（発起人、理事その他の役員の涜職罪）①第622条及び第623条に規定された者、検査人、第298条第3項・第299条の2・第310条第3項又は第313条第2項の公証人又は第299条の2、第310条第3項又は第422条第1項の鑑定人がその職務に関して不正な請託を受けて財産上の利益を収受、要求又は約束したときは、5年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29、**98・12・28**>

②第1項の利益を約束、供与又は供与の意思を表示した者も第1項と同じである。

第631条（権利行使妨害等に関する贈収賂罪）①次の事項に関して不正な請託を受けて財産上の利益を収受、要求又は約束した者は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。<改正62・12・12、84・4・10、95・12・29、**98・12・28**、**99・12・31**>

　1．創立総会、社員総会、株主総会又は社債権者集会での発言又は議決権の行使

　2．第3編に定する訴の提起、発行株式の総数の100分の1又は100分の3以上に該当する株主、社債総額の10分の10以上に該当する社債権者又は資本の100分の3以上に該当する出資口数を有する社員の権利の行使

　3．第402条又は第424条に定める権利の行使

②第1項の利益を約束、供与又は供与の意思を表示した者も第1項と同じである。

第632条（懲役と罰金の併料）第622条から前条までの懲役及び罰金は、これを併科することができる。

第633条（没収、追徴）第630条第1項又は第631条第1項の場合には、犯人が収受した利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第634条（払込責任免脱の罪）払込の責任を免れるために他人又は仮設人の名義で株式又は出資を引き受けた者は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。<改正84・4・10、95・12・29>

第634条の2（株主の権利行使に関する利益供与の罪）①株式会社の理事・監査委員会委員・監事又は第386条第2項、第407条第1項又は第415条の職務代行者・支配人その他使用人が株主の権利の行使及び関連して会社の計算で財産上の利益を供与したときは、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。<改正95・12・29、**99・12・31**>

②第1項の利益を収受し、又は第三者にこれを供与させた者も第1項と同じである。

[本条新設84・4・10]

第635条（過怠料に処する行為）①会社の発起人、設立委員、業務執行社員、理事、監事、監査委員会委員、外国会社の代表者、検査人、第298条第3項・第299条の2・第310条第3項又は第313条第2項の公証人、第299条の2、第310条第3項又は第422条第1項の鑑定人、支配人、清算人、名義改書代理人、社債募集の委託を受けた会社及びその事務承継者又は第386条第2項、第407条第1項、第415条、第542条第2項又は第567条の職務代行者が次の事項に該当した行為をしたときは、500万ウォン以下の過怠料に処する。ただし、その行為に対して刑を科するときは、この限りでない。<改正62・12・12、84・4・10、95・12・29、**98・12・28**、**99・12・31**>

　1．本編に定した登記を懈怠したとき

　2．本編に定した公告又は通知を懈怠し、又は不正な公告又は通知をしたとき

　3．本編に定した検査又は調査を妨害したとき

　4．本編の規定に違反して正当した事由なく書類の閲覧又は謄写、謄本又は抄本の交付を拒否したとき

　5．官庁、総会・社債権者集会又は発起人に不実の報告をし、又は事実を隠蔽したとき

　6．株券・債券又は新株引受権証券に記載する事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

　7．正当の事由なく株券の名義改書をしなかったとき

　8．法律又は定款に定めた理事又は監事の員数を欠く場合にその選任手続を懈怠したとき

　9．定款・株主名簿又はその複本、社員名簿・社債原簿又はその複本、議事録・監査録・財産目録・貸借対照表・営業報告書・事務報告書・損益計算書・利益剰余金処分計算書・又は欠損金処理計算書・決算報告書・会計帳簿、第447条・第534条・第579条第1項又は第613条第1項の附属明細書又は監査報告書に記載する事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

　10．裁判所が選任した清算人に対する事務の引継を懈怠し、又はこれを拒否したとき

　11．清算の終結を遅延する目的で第247条第3項、第535条第1項又は第613条第1項の期間を不当に長期間に定めたとき

　12．第254条第4項、第542条第1項又は第613条第1項の規定に違反して破産宣告の請求を懈怠したとき

　13．第589条第2項の規定に違反して出資の引受人を公募したとき

　14．第232条、第247条第3項、第439条第2項、第527条の5、第530条第2項、第530条の9第4項、第530条の11第2項、第597条、第603条又は第608条の規定に違反して会社の合併・分割・分割合併又は組織変更、会社財産の処分又は資本の減少をしたとき

　15．第260条、第542条第1項又は第613条第1項の規定に違反して会社財産を分配するとき

　16．第302条第2項、第347条、第420条、第420条の2、第474条第2項又は第514条の規定に違反して株式請約書・新株引受権証書又は社債請約書を作成せず、又はこれに記載する事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

　17．第342条又は第560条第1項の規定に違反して株式又は持分の失効手続、株式又は持分の質権の処分を懈怠したとき

　18．第343条第1項又は第560条第1項の規定に違反して株式又は出資を消却したとき

　19．第355条第1項、第2項又は第618条の規定に違反して株券を発行したとき

　19の2．第358条の2第2項の規定に違反して株主名簿に記載をしなかったとき

　19の3．第363条の2第1項又は第542条第2項の規定に違反して株主が提案した事項を株主総会の目的事項としないとき

　20．第365条第1項、第2項、第578条の規定又は第467条第3項、第582条第3項の規定による裁判所の命令に違反して総会を召集せず、又は定款に定めた場所以外の場所で又は第363条、第364条、第571条第2項、第3項の規定に違反して総会を召集したとき

　20の2．第374条第2項、第530条第2項又は第530条の11第2項の規定に違反して株式買受請求権の内容及び行使方法を通知又は公告せず、又は不実の通知又は公告をしたとき

　21．第396条第1項、第448条第1項、第510条第2項、第522条の2第1項、第527条の6第1項、第530条の7、第534条第3項、第542条第2項、第566条第1項、第579条の3、第603条又は第613条の規定に違反して帳簿又は書類を備置しなかったとき

　21の2．第412条の4第3項の規定に違反して正当な理由なく監事又は監査委員会の調査を拒否したとき

　22．第458条から第460条まで又は第583条の規定に違反して準備金を積立せず、又はこれを使用したとき

　22の2．第464条の2第1項の期間内に配当金を支給しなかったとき

　23．第470条の規定に違反して社債を募集し、又は旧社債を償還しなかったとき

　24．第478条第1項又は第618条の規定に違反して債券を発行したとき

　25．第536条又は第613条第1項の規定に違反して債務の弁済をしたとき

　26．第619条第1項の規定による裁判所の命令に違反したとき

　27．第555条の規定に違反して持分に対する指示式又は無記名式の証券を発行したとき

②発起人又は理事が株式の引受による権利を譲渡したときにも第1項と同じである。

第636条（登記前の会社名義の営業等）①会社の成立前に会社の名義で営業をした者は、会社設立の登録税の倍額に相当な過怠料に処する。

②前項の規定は、第616条第1項の規定に違反した者に準用する。

第637条（法人に対する罰則の適用）第622条、第623条、第625条、第627条、第628条又は第630条第1項に掲げた者が法人のときは、本章の罰則は、その行為をした理事、監事その他業務を執行した社員又は支配人に適用する。